

吉富町男女共同参画基本計画

(平成26～30年度)

平成26年3月

吉富町

はじめに

近年、少子高齢化、情報化社会が急速に進み、人々の生活スタイルの変化や価値観の多様化にともない、男性、女性が性別にかかわることなく、個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本町では、第4次吉富町総合計画の中で人権・男女共同参画のまちづくりの推進につきましては基本目標として「人を大切に作るまちづくり」と明記いたしました。

男女共同参画社会とは、男女が互いを尊重し合い、社会のあらゆる分野で個性や能力を發揮し喜びも責任も分かち合えることだと思います。

一人ひとりが誇りを持ち、いきいきと活動できる町を築いていくためには、男女が互いを認め合い尊重し合う男女共同参画社会の実現をめざしていかなければなりません。

そこで、このたび男女共同参画社会を実現するために、吉富町男女共同参画審議会における審議を踏まえて、基本計画を策定いたしました。

今後はこの基本計画に基づき、基本理念であります「男女が互いに思いやり、自分らしく、ともに生きるまち 吉富」をめざし、積極的に取り組んでまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、基本計画の策定にあたり、吉富町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、町民アンケートに貴重なご意見をいただきました多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月

吉富町長 今富 壽一郎



目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 男女を取り巻く社会情勢の変化	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の視点	10
2 計画の基本理念	13
3 計画の基本目標とめざす姿	13
4 計画の体系	14

第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり	17
重点目標1 男女共同参画への意識づくり	17
重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	21
重点目標3 性の尊重と暴力の根絶	25
基本目標2 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり	32
重点目標1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	32
重点目標2 家庭における男女共同参画の促進	35
重点目標3 働く場における男女共同参画の促進	41
基本目標3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり	46
重点目標1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進	46
重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進	49

第4章 計画実現のために

1 町民と行政の協働による計画の推進	54
2 庁内の推進体制の充実	54
3 国、県、関係機関、民間等との連携	54
4 計画の進行管理	54

資料

吉富町男女共同参画審議会委員名簿	55
吉富町男女共同参画基本計画策定経過	55

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年我が国では、人口減少と少子高齢化の同時進行により、労働力人口や消費者数の減少による経済成長力の低下が懸念されており、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が重要な課題となっています。

また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変容や、地域社会における人間関係の希薄化に加え、グローバル化の進展、世界規模の経済危機、失業者や非正規労働者の増加等により、経済的困難に加えて、日常生活の困難や地域社会における孤立など社会生活上の困難を含めた「生活困難」を抱える人が増えています。

これらの諸問題に対応するためには、社会生活と私生活の両面にわたって、男女を問わず一人ひとりの個性や能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠となっています。男女共同参画社会基本法においても、男女共同参画社会の実現は緊急の課題であると位置づけられており、市町村においては男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

そこで、本町においても、町全体で男女共同参画社会の実現に取り組み、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる町となるよう、その基本的な指針として「吉富町男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、吉富町の男女共同参画を推進するための基本指針となるものです。

また、策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次福岡県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第4次吉富町総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

なお、基本目標1の「重点目標3. 性の尊重と暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（改正DV防止法）」第2条の3第3項に基づく基本計画（DV対策基本計画）として本計画と一体的に位置付け、計画に沿って施策を推進することとします。

3 計画の期間

この計画は、平成26年度を初年度とし、平成30年度を目標年度とする5か年計画とします。

4 計画の策定体制

（1）審議会の設置

本計画の策定にあたっては、関係団体の代表者等と庁内関係各課の職員で構成する「吉富町男女共同参画審議会」を設置し、幅広い意見の集約を行いました。

（2）アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっては、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「男女共同参画に関する町民アンケート」（以下、「町民アンケート」という。）を実施しました。

●町民アンケートの実施概要

調査対象	町内在住の満20歳以上の男女から無作為抽出した1,500人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成25年7月1日～7月16日（調査基準日：7月1日）
回収結果	有効回収数：655件（有効回収率：43.7%）

5 男女を取り巻く社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

わが国では、世界にも例を見ないスピードで高齢化が進む一方、少子化の波もとどまるところを知らず、人口減少社会へ突入しています。

本町においても、平成2年以降の年齢3区分別人口割合の推移（図1-1参照）を見ると、15歳未満の年少人口割合が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口割合は増加を続けており、いわゆる少子高齢化が進行し続けていることがわかります。

また、本町の合計特殊出生率^{*}は、県に比べると高い値で推移していますが、県と同様減少傾向にあり（図1-2参照）、平成12年以降、出生数が死亡数を下回る自然減の状態が続いています（図1-3参照）。さらに、人口ピラミッド（図1-4参照）を見てもわかるように、現在最も人口の多い60～64歳のほとんどが、今後順次高齢期に移行していくため、高齢化はさらに急速に進行することが予想されます。

このような少子高齢化の進展は、若年労働力の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増大と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、社会のあらゆる仕組みの中に、高齢者の自立を支え、社会参加を促すハード・ソフト両面の整備が必要です。

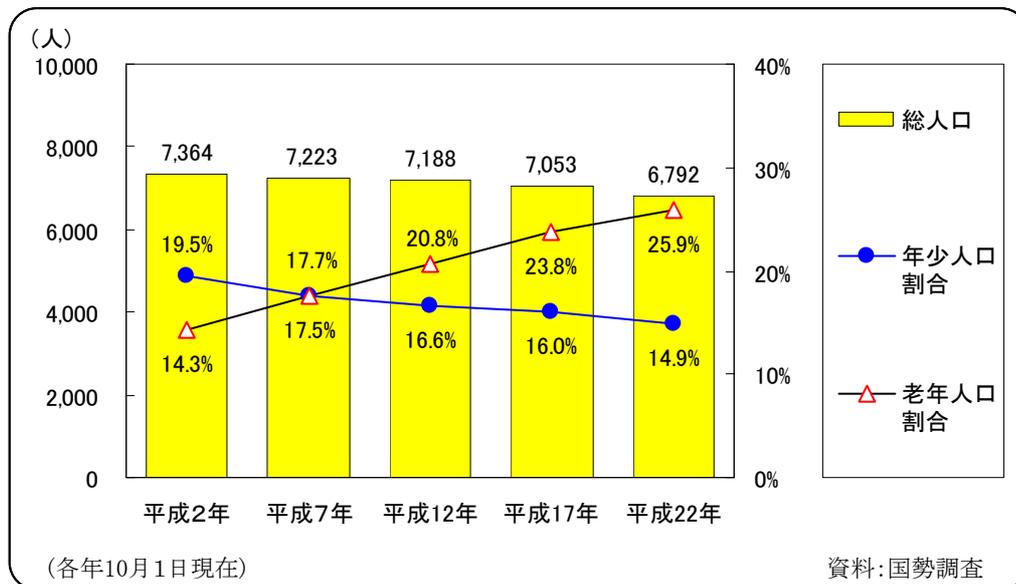
また、少子化については、非婚化・晩婚化が主な要因とされていますが（図1-5参照）、社会全般の個人主義化、自由主義化などとともに、家庭生活の労働負担の偏り、子育てにかかる経済的負担や精神的な不安感・孤独感、仕事との両立の難しさなど、多くの要因が複雑に作用しているものと考えられます。これら多様な背景の中で個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。

このような状況に対しては、既存の子育て支援施策に加え、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計や、個人の望む人生設計が実現できるような施策の展開が求められています。

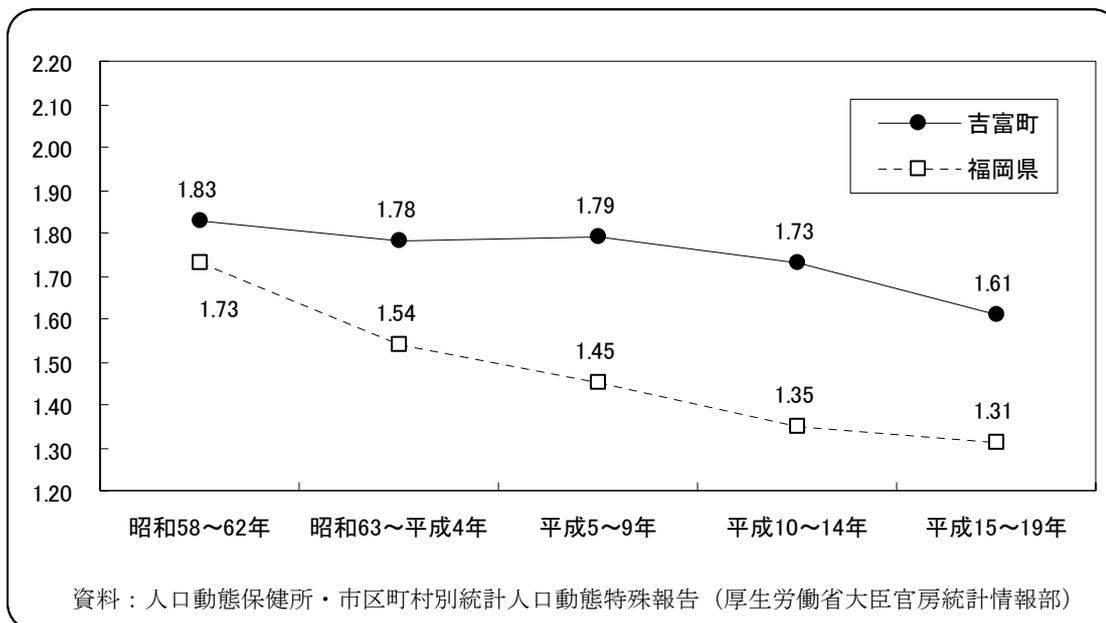
※合計特殊出生率：

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当するとされる。

◆ 図 1-1 総人口及び年少・老年人口割合の推移



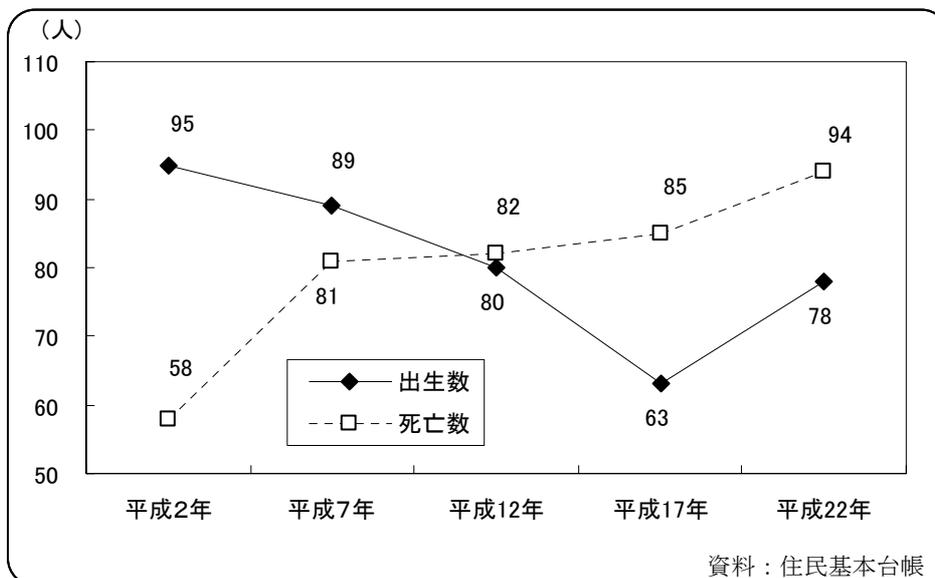
◆ 図 1-2 合計特殊出生率（ベイズ推定値※）の推移



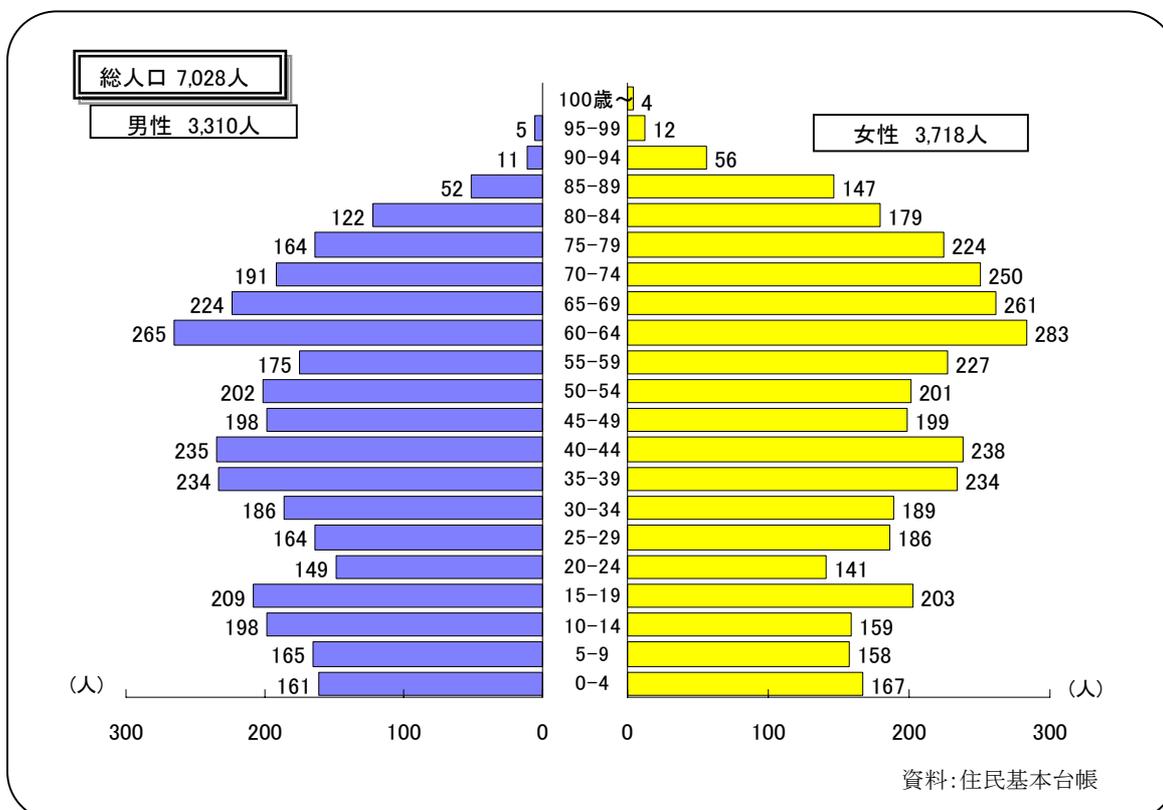
※ベイズ推定値:

本町のような小地域では、当該地域内の出生データが少なく、年によるばらつきが多くなるため、ここでの数字はベイズ推定値を使っている。ベイズ推定では、本町を含むより広い地域の出生状況を情報として活用し、これと本町固有の出生数等の観測データとを総合化して合計特殊出生率を推定している。

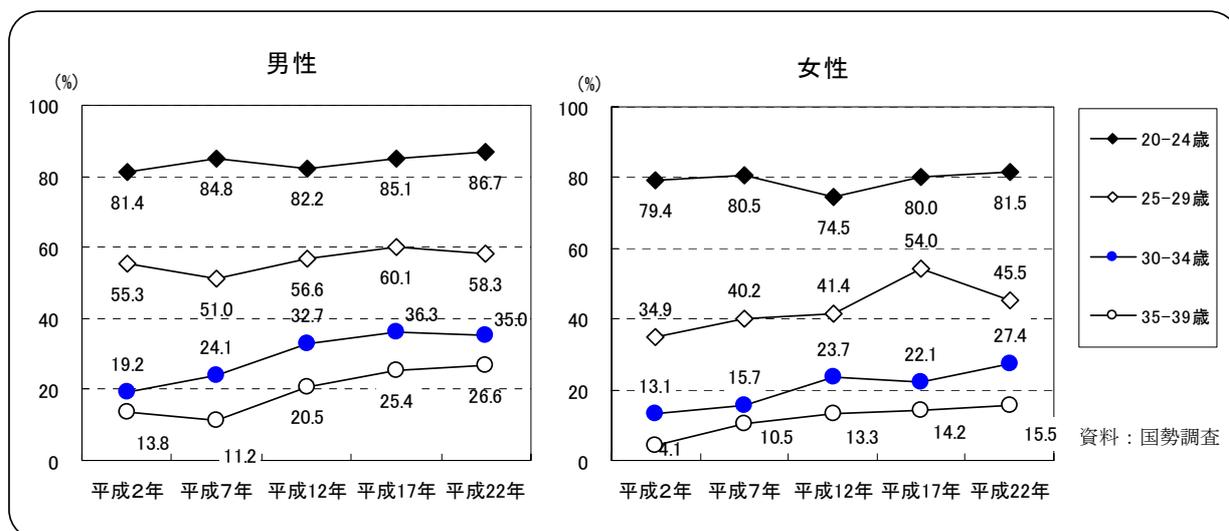
◆ 図 1-3 出生数・死亡数の推移



◆ 図 1-4 平成 25 年 7 月 31 日現在の人口ピラミッド



◆ 図 1-5 年齢階層別未婚率の推移



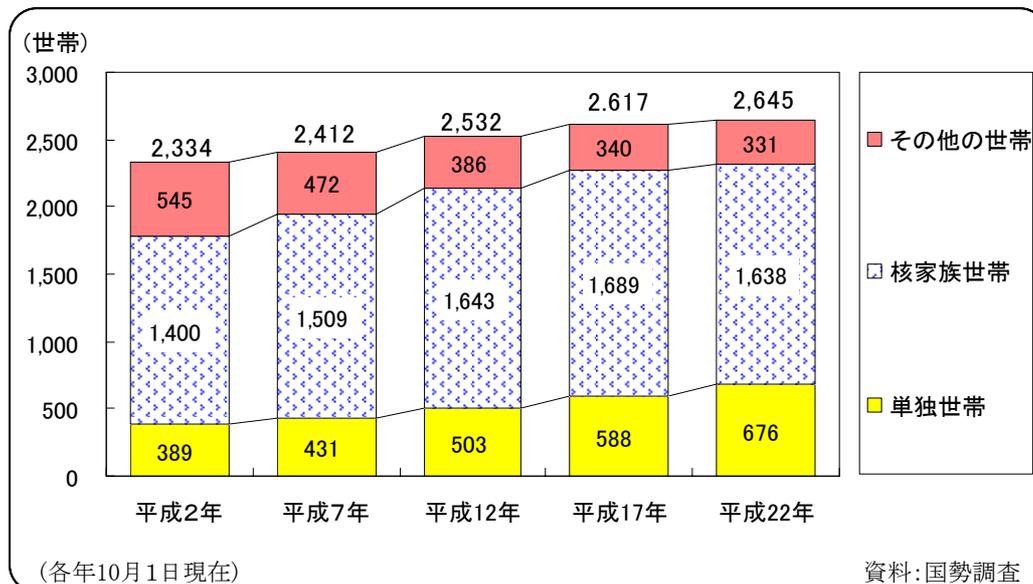
(2) 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行したのは数十年前からですが、近年は、さらに2人や1人の世帯が増える傾向にあり(図 1-6 参照)、本町の1世帯あたりの平均人数は2.6人となっています(平成22年国勢調査)。これは、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていることでもあります。若い世代にも同じような傾向が見られるようです。世帯人数の減少は、必然的に家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、家庭の安定を保つには、従来の固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事や育児を担っていくことが必要です。

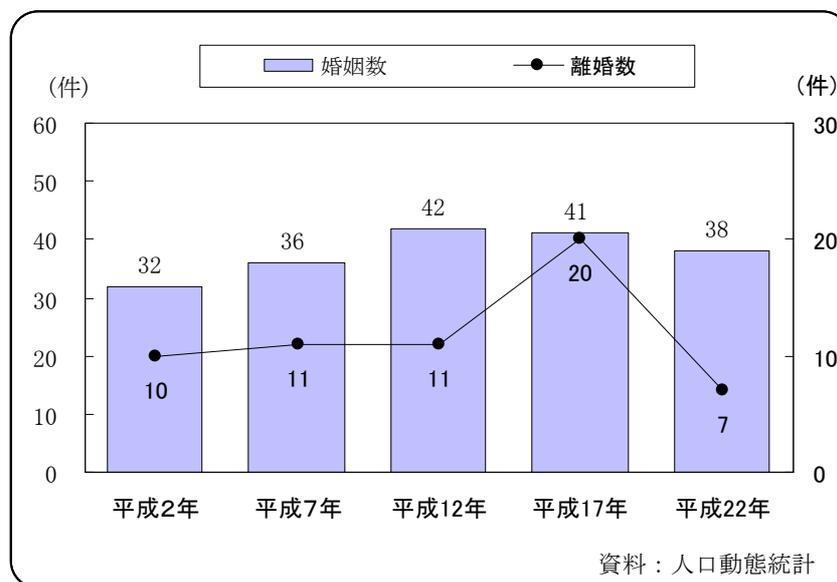
また、近年の離婚件数の増加(図 1-7 参照)は、ひとり親家庭やステップファミリー(ひとり親がそれぞれ子どもを連れて結婚するなど、義理の間柄の子どもなどが含まれる家族)など、家族構成の多様化にもつながっています。

このような家族形態の多様化によってもたらされた現在の状況と、従来の画一的な家族像(夫婦と子どもを基礎単位とした家族)を基本とした現行の社会制度や社会慣行との間には様々なギャップが生じており、それを解消するためには、多様化を前提とした最適な社会制度の構築が必要となっています。

◆ 図 1-6 世帯数の推移



◆ 図 1-7 婚姻・離婚件数の推移



(3) 経済状況及び就業構造の変化

わが国の経済は、長期的に低迷を続けており、厳しい経済情勢の中、失業者や非正規雇用が増加する一方で、長時間労働という問題も発生しています。

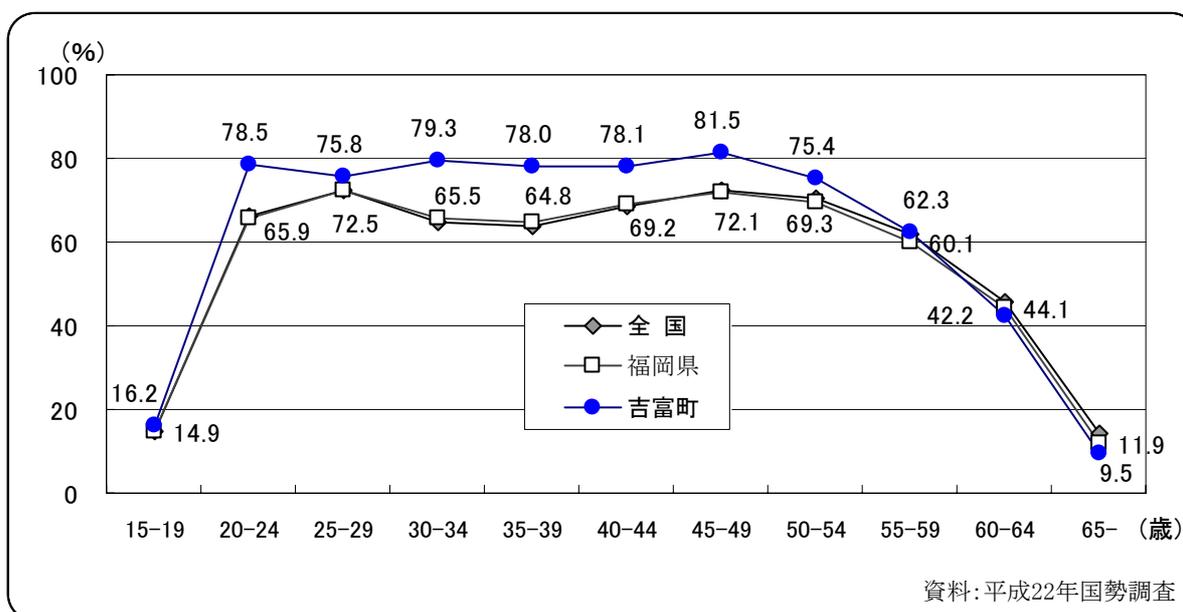
失業者や非正規雇用の増加は、男性の「家族を養うことができる収入を得る」、「誰もが結婚できる」といった前提を覆し、経済的理由で結婚できない若者が増加する一方、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の「家庭はなれ、地域はなれ」につながっています。

経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化や家族形態の多様化などが進む中で、貧困や教育・就労等の機会を得られないことや地域での孤立などさまざまな生活上の困難に直面する人が増加しています。特に高齢単身女性や母子世帯で経済的に困難な状況に陥りやすいという特徴があります。

一方、国の労働力調査結果によると、平成4年頃から継続して、共働き世帯数が男性片働き世帯を上回り、現在も増加傾向にあります。女性は男性に比べて各年代で非正規雇用の割合が高くなっています。また、女性の働き方を年代別に見ると、国・県ほど顕著ではないものの、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません(図1-8)。これらのことは、男女の賃金格差につながるとともに、将来、経済的自立が困難な高齢単身女性を生み出すことにもつながることとなっています。

女性が出産・子育て・介護などにより就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、就業意欲と能力の向上を図る必要があります。そのためには、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など、関係するさまざまな取組を推進することが求められています。

◆ 図1-8 女性の年齢階層別労働力率



(4) 地域コミュニティのぜい弱化と新たな地域活動の動き

少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化などにより、これまでの地縁、血縁などに基づく地域の連帯感や支え合いの力が弱体化しています。しかし、地域社会は町民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通の基盤であり、特に地域住民の安全・安心を確保する上で地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティの再構築とその活動の活性化が求められています。

他方、自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティアやNPO（民間の非営利組織）活動への参加の動きが広がりを見せつつあるという現実もあります。また、高齢者、障害者などこれまでサービスの受け手として考えられていた人たちが、ボランティア活動などに主体的に取り組むなど、新たな充実感や生きがいを見出し社会活動に参加しようとする意識も芽生えてきています。

地域福祉の重要性が指摘される今日、こうした町民の新しい地域活動と、従来の地縁、血縁などに基づく地域コミュニティ活動の連携は、今後の大きな課題であり、それを視野に入れながら、地域全体で日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図り、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことが求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の視点

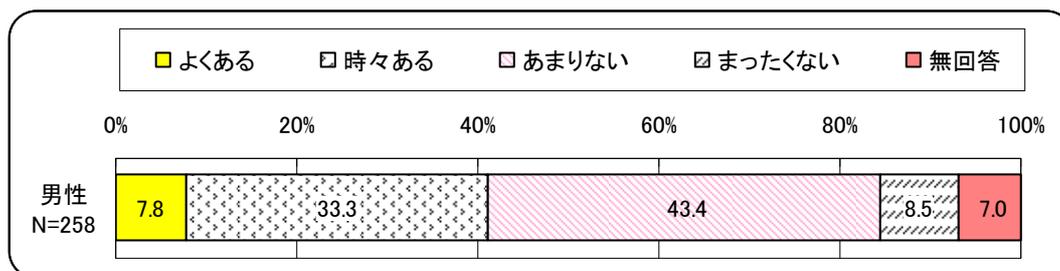
(1) 女性のための政策から、男性と女性のための男女共同参画政策へ

男女共同参画というと、女性のための政策で、これまでの社会通念や固定的な性別役割分担の変革は、女性にとってプラスになっても男性にとってはプラスにならないという意見があります。しかし、女性が女性であることを理由に不利益を受ける、あるいは、女性であることを理由に社会活動への積極的な参画を躊躇する社会は、男性にとっても多様な領域への社会参加を妨げる社会です。男女共同参画が促進されることによって、職場中心の生き方だけでなく、男女とも多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動など、様々な生き方を選択することが可能になります。また、職場における性差別が解消し、仕事と家庭の両立が進むことによって、女性が働きやすくなるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、多様性に富んだ職場環境が人々を活性化し、ひいては企業活動の活性化にも繋がります。

町民アンケートの結果を見ても、「経済力が求められるから」、「仕事を優先しないといけないから」といった理由で、男性であるがゆえに「大変だな」と感じたことがある男性が少なくないことがわかります（図 2-1、図 2-2 参照）。

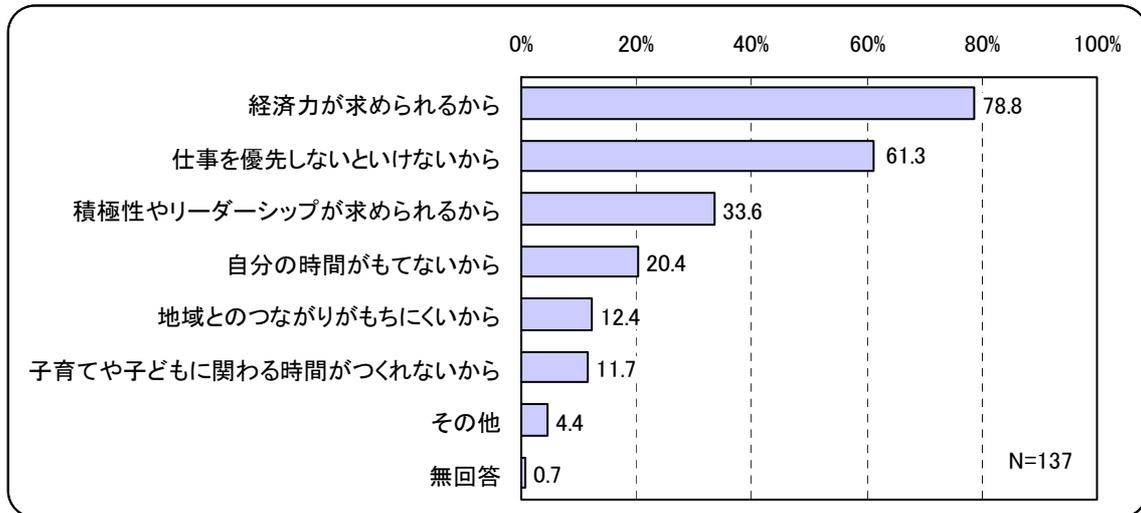
この計画は、女性だけでなく、男性の生き方も視野に入れ、文字通り男女がともに様々な社会活動を担い、ともに社会を創っていくためには、どうすればいいのかという視点で、家庭生活のあり方から地域活動への参画、さらには、働き方の見直しも含め、より総合的に考えていくものとします。

◆ 図 2-1 男性であるがゆえに大変だと感じたことがあるか



資料：町民アンケート結果

◆ 図 2-2 そう感じた理由



資料：町民アンケート結果

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、異性間の暴力の被害者の多くは女性で、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、男性の女性に対する所有意識などがあるといわれています。このような女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特に、配偶者等からの暴力は被害者の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪であると同時に、子どもへの影響や児童虐待につながる行為であるにもかかわらず、潜在化しやすく、暴力がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

こうした被害者の人権を守ることや男女平等を実現するためには、配偶者等からの暴力をはじめとする女性に対する暴力の根絶について、暴力を認容しない社会風土を醸成するための啓発が重要となっています。

(3) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」で、実現すると、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て

て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすとされています。

男女ともに希望する生活と現実の生活の隔たりが大きいことは町民アンケートや内閣府世論調査でも明らかになっています。それらは、男性の長時間労働など仕事中心の生活、女性の出産・育児期の就業の中断（図 1-8 のM字カーブ参照）や、仕事と子育て等との両立の負担などを理由とする働き方の制限などに現れており、その根底には固定的な性別役割分担意識の影響があると考えられます。

また、「仕事と生活の調和」は、「大企業の取組」、「子育て期の女性の問題」といったとらえ方があり、「男性女性にかかわらず、すべての年代の人の個人の生活の充実のためのもの」、「企業の生産性向上」や「社会・経済の活性化」に役立つものといった理解が不十分な状況です。

男女の仕事と生活の調和を進めることは、男性の長時間労働など働き方の見直し、女性の就業のM字カーブの解消や方針決定過程への女性の参画拡大など男女共同参画施策と密接に関連しているため、「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の視点で各施策を検討する必要があります。

（4）地域における身近な男女共同参画の推進

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加など家族形態の変化などの中で、子どもや高齢者など地域住民の安全・安心を確保する地域の役割は重要となっています。

そのような地域力を高めていくためには、地域における方針決定過程への女性の参画の推進と、地域社会において過ごす時間が増える町民の防犯・防災など新たな活動に参画できる機会や場の提供が必要です。また、災害等の被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することや、防災等の取組を進めるにあたり、男女のニーズの違いを把握する必要があることが明らかになっています。

このようなことから、地域や地域に住む人々が現在抱えている課題を解決するためには、あらゆる人々の身近な暮らしの中に男女共同参画の視点が必要であることを広く啓発することが重要です。

2 計画の基本理念

男女が互いに思いやり、自分らしく、ともに生きるまち 吉富

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本町では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いに思いやり、自分らしく、ともに生きるまち」をめざします。

3 計画の基本目標とめざす姿

計画の基本理念を実現するために、町民・事業者・行政がめざすべき社会の姿を描き、計画の基本目標とします。

★基本目標1★

男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり

【めざす姿】

- 性別の違いにより行動や生き方を制限されたり、特定の仕事や役割がどちらか一方の性に偏ったりすることなく、男性も女性も個人として尊重されています。
- 仕事、家庭、地域生活など、さまざまな活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男性も女性もともに夢や希望を実現しています。
- 家族を構成する個人が互いに尊重し合い、協力し合い、家族の絆が強まっています。

★基本目標2★

男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり

【めざす姿】

- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性も女性もともに子育てや介護、教育に参加しています。
- 働き方の多様化が進み、男性も女性も、個人の能力を最大限に発揮しています。

★基本目標3★

男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり

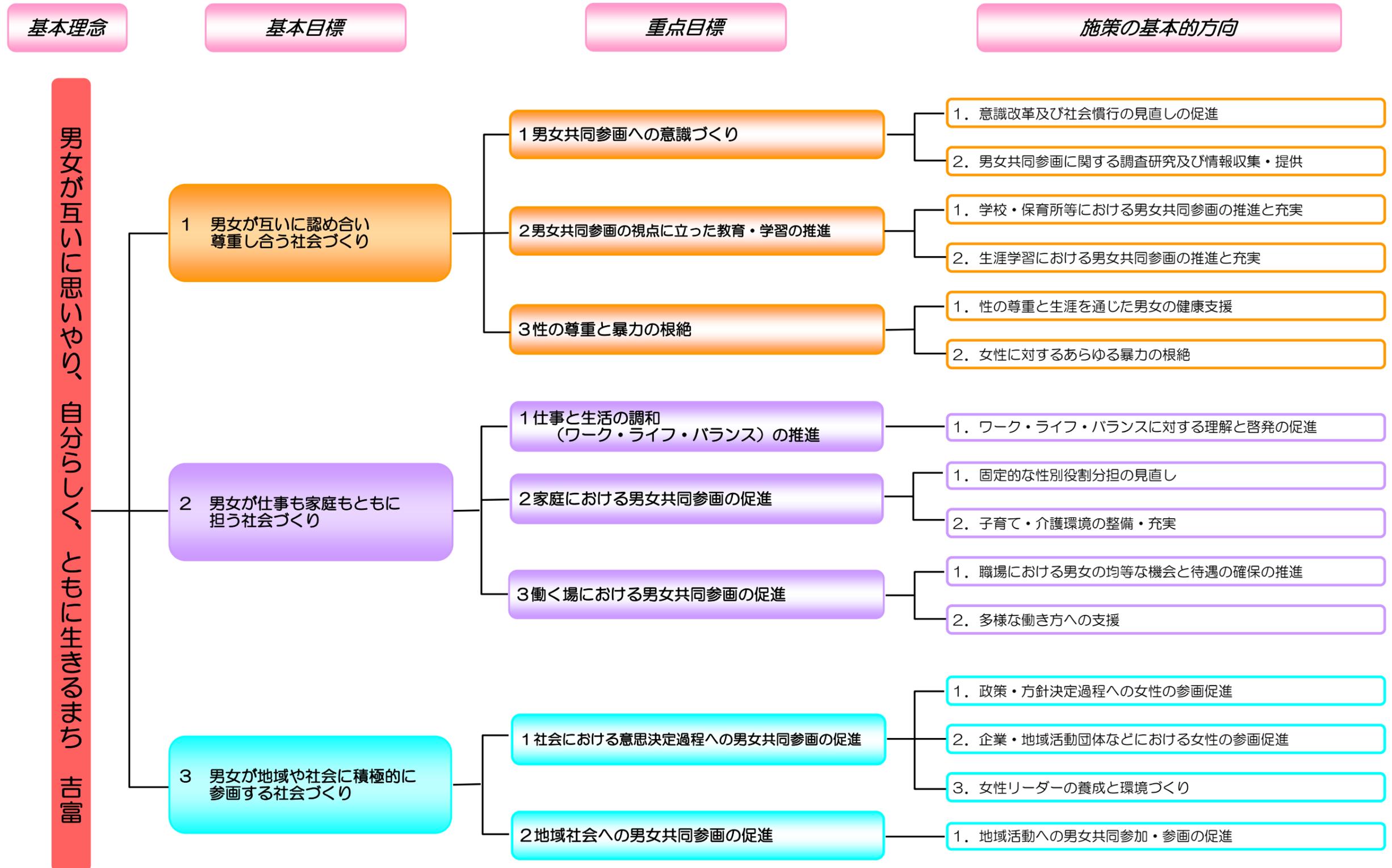
【めざす姿】

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍し、さまざまな価値観や発想から創造性が増しています。
- 男性も女性もともに主体的に地域活動やボランティア等に参画し、地域コミュニティが強くなっています。
- 地域の活性化や暮らしの充実をもたらし、高齢者も子どもたちも健やかに暮らす環境が実現しています。

4 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標を掲げ（次ページの「吉富町男女共同参画基本計画体系図」参照）、第3章で、それに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにするとともに、その成果を確認するための管理指標と目標を設定します。

吉富町男女共同参画基本計画体系図



第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標 1. 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり

1 男女共同参画への意識づくり

「男は仕事、女は家庭」というような、男性と女性の役割を分ける考え方は「性別役割分担意識」と言われます。このような性別役割分担意識に基づく慣習や行動が、男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げています。また、それは同時に、男性にとっても多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

男女が性別にとらわれずに、自らの考えにより、選択や行動することができる社会を実現するためには、このような固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行を見直す^{※1}必要があります。

そのためには、男女共同参画社会の理念や固定的な性別役割分担意識を形作る「社会的性別（ジェンダー）の視点」^{※2}について理解を深め、職場、家庭、地域など様々な場において社会制度や慣行の見直しなどに繋がる、わかりやすい情報提供や啓発を図っていく必要があります。

※1 固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行の見直し：

男女ともに社会活動の選択の可能性が同じように確保され、自分の意思にしたがってさまざまな生き方を実現できるようにすることであり、個人や家族の役割を他人や社会から男女の性別を理由にして固定的に決め付けられるものではなく、それぞれの個人・家族が主体的に考えていけばよいという考え方です。したがって、その結果、専業主婦（夫）を選んでも、仕事を選んでも、さらに仕事と家庭の両立をめざしても、いずれもが尊重されるべきであると考えられるものです。男女共同参画の形成を阻害しないと考えられるものまで見直そうとするものではありません。

※2 「社会的性別（ジェンダー）の視点」：

人間は、生物学的な性別（セックス）とは異なり、成長するにつれ、無意識のうちに社会の中で作り上げられた「男性像」と「女性像」を手本としながら、「社会的性別」（ジェンダー）を身に付けていきます。

この「社会的性別」自体は、良いとか悪いとかいうものではありません。「社会的性別」が性差別、固定的な性別役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

(1) 現状と課題

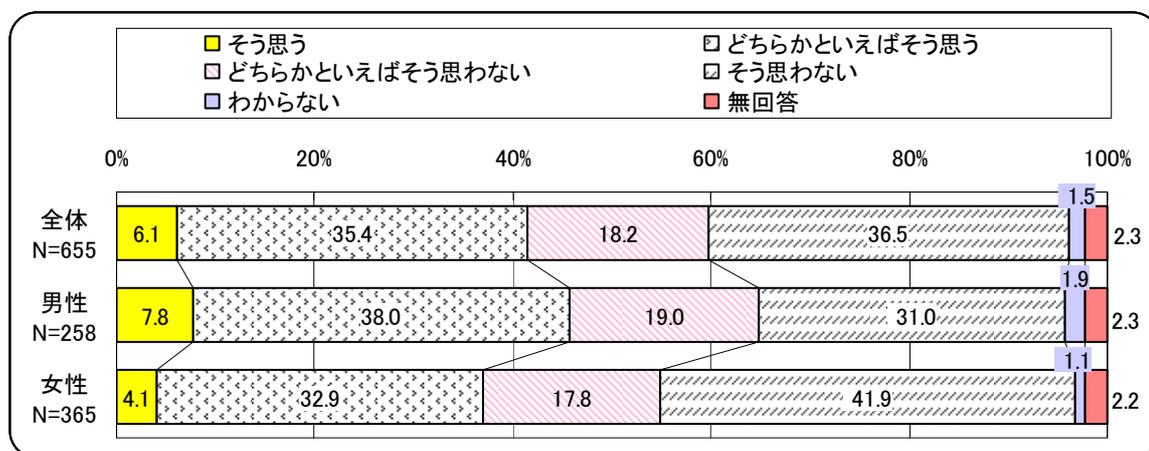
町民アンケートの結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が全体の41.5%を占めており（図3-1参照）、まだまだ固定的な性別役割分担意識が残っている様子がわかります。

また、「男女共同参画社会」という言葉については、「内容までよく知っている」と回答した人は4.7%で、「内容も少しは知っている」と回答した人（24.6%）を合わせても3割に満たず、（図3-2参照）、男女共同参画に関する町民の認識があまり進んでいない状況がうかがえます。

今後、関係団体などとの連携、協力体制を維持しながら、各種啓発事業の充実を図るとともに、より効果的な啓発方法を検討、実施していく必要があります。

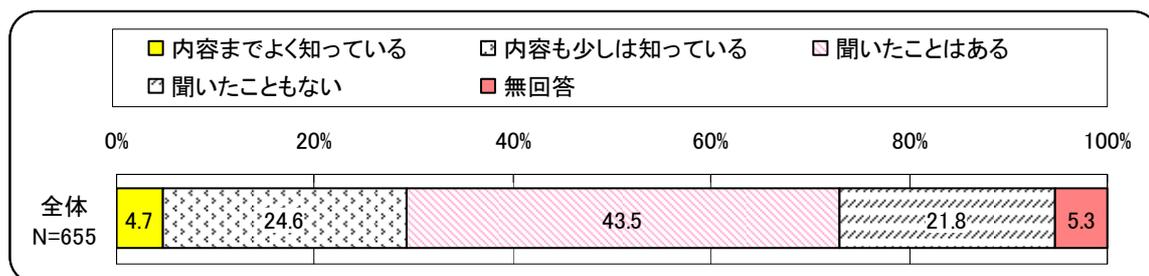
また、広い視点に立って男女共同参画社会の推進を図るため、先進市町村や県、国、世界の男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めるとともに、男女共同参画に関する町民意識の定期的な把握により啓発成果を検証し、男女共同参画とその啓発のあり方について調査・研究を進めることも重要です。

◆ 図3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



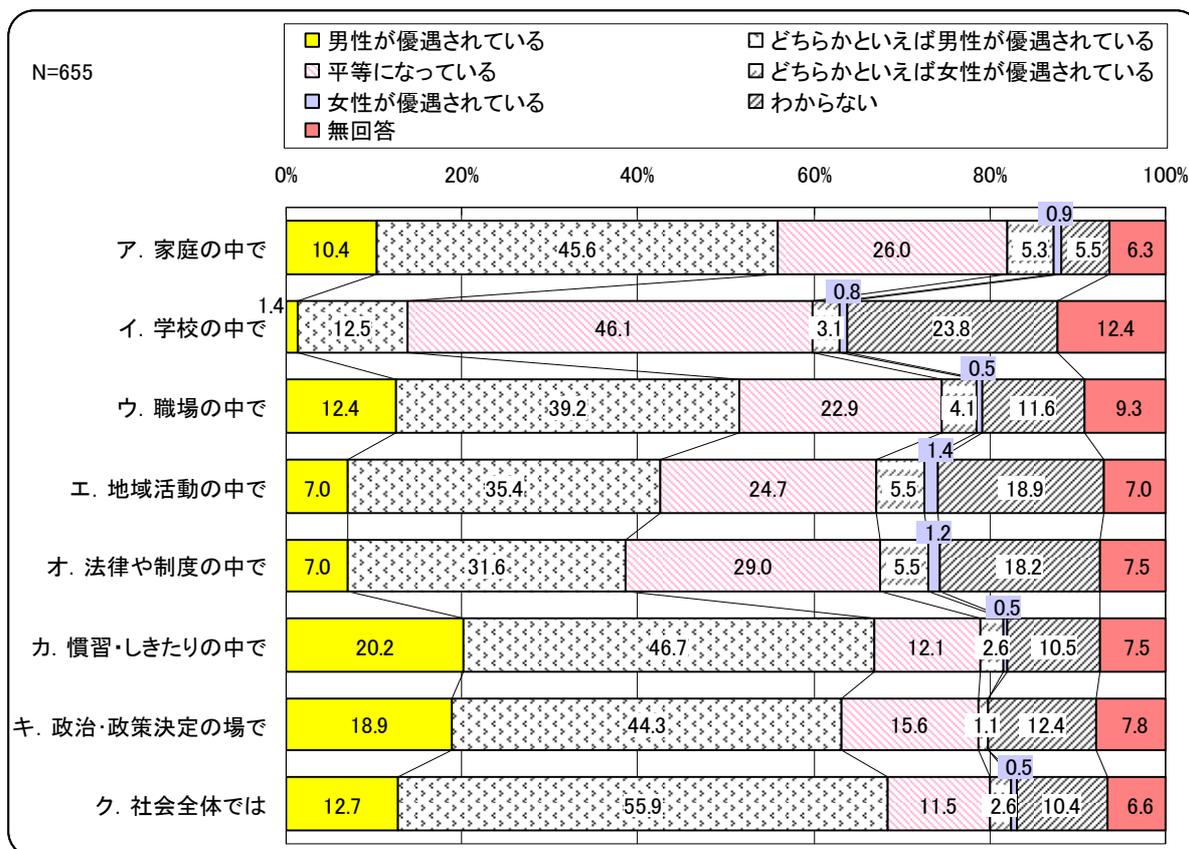
資料：町民アンケート結果

◆ 図3-2 「男女共同参画社会」という言葉を知っているか



資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-3 男女の地位の平等感



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 意識改革及び社会慣行の見直しの促進

男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。

施策項目	取り組み内容	担当課
① 広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の広報紙やホームページなど、あらゆる機会、媒体を活用し、「男女共同参画社会」の理念や内容について、わかりやすい広報、意識啓発に努めます。 ● 町が発行する刊行物において、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努めます。 	企画財政課 住民課

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
②ともに社会を担う意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面ごとに見直すべき社会慣行例を提示し、町民の意識啓発を推進します。 ●多様な男女の生き方や働き方を積極的に取り上げ、町民の意識改革を促します。 	住 民 課

2 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

国、県及び市町村などの男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、町民に対する適切な情報提供による啓発を推進します。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①法律・制度の理解促進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な機会を利用して、労働環境や男女の権利、男女共同参画に関連の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、相談等の充実を図ります。 	住 民 課
②情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画を取り巻く状況に対応した国、県、市町村などの統計調査や取り組み状況についての情報収集に努め、あらゆる媒体を通じた情報提供を推進します。 ●男女共同参画に関する町民意識の実態把握と調査結果の検証と公表に努めます。 	住 民 課

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 25 年度)	⇒	目 標 (平成 30 年度)
「男女共同参画社会」という言葉を「内容までよく知っている」町民の割合	4.7%	⇒	20%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」町民の割合	36.5%	⇒	50%
社会全体における男女の地位について「平等になっている」と回答する町民の割合	11.5%	⇒	30%

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

人の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成され、一度形作られたものは容易には変えがたいものとなります。特に、乳幼児期における保護者の言動や考え方、あるいは地域社会にあるしきたりなどが子どもに与える影響は大きく、親から子どもへ無意識のうちに受け継がれていく場合もあります。そのため、個人の尊重理念や人権意識・平等観などに根ざし、自立した女性と男性がともに協力して活力ある社会を築くためには、男女共同参画意識を幼い頃から育むことが必要です。その意味で、乳幼児期、学童期における家庭や保育所、幼稚園、学校などでの教育の果たす役割は非常に重要で、性別にとらわれるのではなく、一人ひとりの子どもの可能性を最大限に引き出せるよう男女共同参画の視点に立った教育を推進する必要があります。

また、地域社会における生涯学習の取り組みの中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要です。

(1) 現状と課題

本町では、これまでも乳幼児期からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進してきましたが、今後も引き続きその推進に取り組む必要があります。

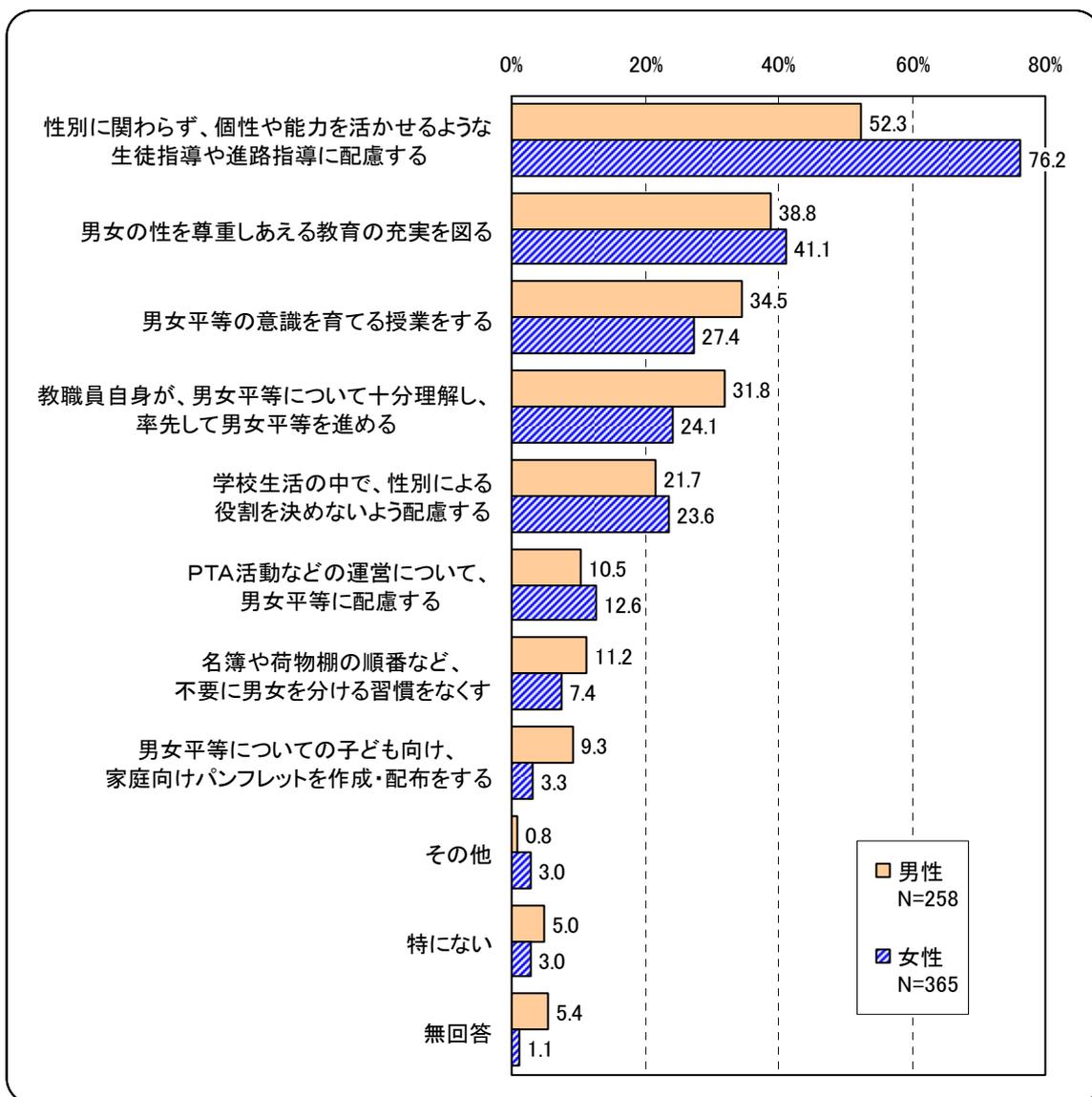
町民アンケート結果においても、学校教育で配慮してほしいことや力を入れてほしいこととして、「性別に関わらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」を選択した人の割合が最も高くなっており（図 3-4 参照）、児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身に付け、幅広い分野に進むことができるような指導のあり方が求められています。それ故、男女共同参画の視点に立った教育を進めていくためには、教え、指導する側の教職員自身が男女共同参画についての認識を高めることが重要です。

一方、教育の原点は家庭にあることから、個々の家庭の考え方を尊重しつつ、家庭における教育を充実させるために、子育てに関わる関係機関や地域、学校園が連携を図り、一体となって学びや育ちを支えることが重要です。

さらに、一人ひとりが自立し、生涯にわたって生き生きと生活していくために、必要な知識・技能を身に付け、社会参加に必要な学習を行うなど、生涯学習に取り組むことの重要性が高まっています。

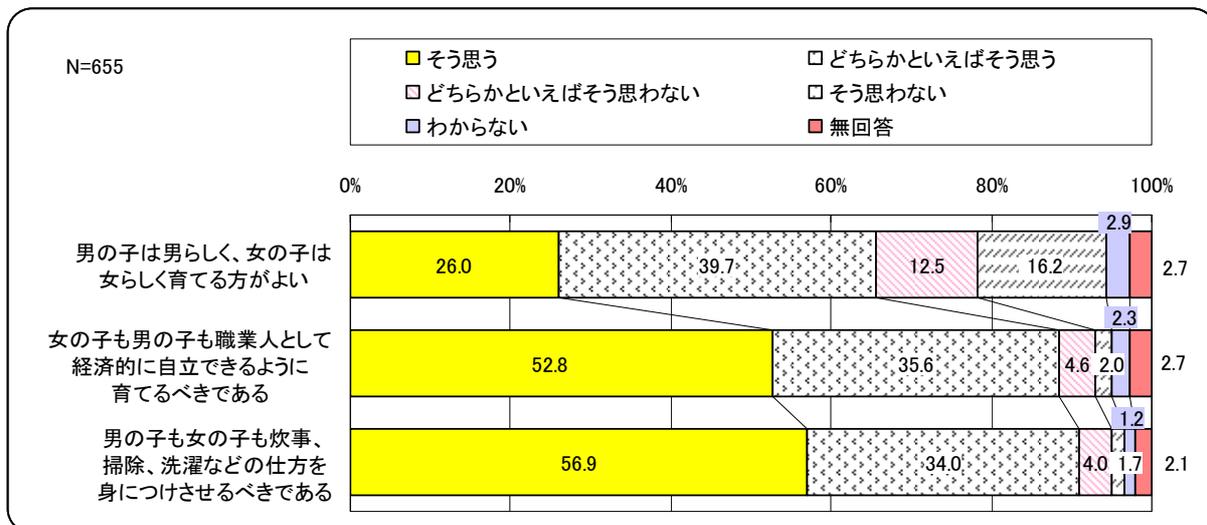
また、子育てに関する町民アンケートの結果を見ると、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」という考え方は根強いものがありますが、「女の子も男の子も職業人として経済的に自立できるようにするべきである」、「男の子も女の子も炊事、掃除、洗濯などの仕方を身に付けさせるべきである」という考え方については、大半の人が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており、男女の区別なく、経済的自立や生活自立をめざす考え方が主流となっています（図 3-5 参照）。性別にとらわれるのではなく、一人ひとりの子どもの可能性を最大限に引き出せるよう努めることが重要です。

◆ 図 3-4 学校教育で配慮してほしいことや力を入れてほしいこと



資料:町民アンケート結果

◆ 図 3-5 子育てに関する考え方について



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実

幼い頃からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進するとともに、社会的性別（ジェンダー）に基づいた固定的な役割観を植えつけないよう、不必要な性による区別など、日常の教育活動の点検・見直しを進め、学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実を図ります。

施策項目	取り組み内容	担当課
①男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いに互いの人権を尊重する教育をさまざまな学習機会を通じ推進します。 ●教育の中で積極的に男女共同参画社会について学習する機会を設けます。 	健康福祉課 教務課
②教育・保育関係者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・保育所等における男女共同参画の推進を図るため教職員をはじめとする教育・保育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう、研修会等を開催し啓発に努めます。 	健康福祉課 教務課

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
③多様な進路選択を可能にする指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒が将来の自立に向けて、性別にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身に付けるよう、指導の充実を図ります。 ●福祉教育や職場体験学習など幅広い体験活動を行うことにより、自尊感情やコミュニケーション能力など、生きる力を養うための指導の充実を図ります。 	健康福祉課 教 務 課

2 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	●生涯学習講座、各種子育て講座など男女共同参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに対する正しい理解を深める学習機会の提供を図ります。	教 務 課 健康福祉課 住 民 課
②生涯学習に対する情報の収集・提供	●町民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報の収集に努め、町の広報紙やホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を推進します。	教 務 課 住 民 課
③生涯学習活動への参加促進	●魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮を行うなど、参加しやすい環境づくりに努めます。	関係各課

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 25 年度)	⇒	目 標 (平成 30 年度)
学校の中で男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	46.1%	⇒	60%

3 性の尊重と暴力の根絶

男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提であると言えます。男性、女性それぞれが各年代を通じて性差のあるさまざまな健康上の問題に直面することから、本人はもとより周囲の人々がその問題を理解することが必要です。特に女性は妊娠や出産をする可能性があり、「性と生殖に関する健康と権利」の視点も含め、正しく理解することが大切です。男女ともに、自らのところと体の健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

一方、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなどの性別による人権侵害は男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重要な課題です。特にDVは被害者の生命や身体ばかりか、その精神に重大な危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると同時に、被害者のみならず養護する子ども等にも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼします。DVの大きな問題は、DVが特殊なこととして扱われたり、一方で婚姻関係にある「夫婦げんか」として扱われたりしてしまうことです。

このようなDVをはじめとする女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や男女間の経済力の格差など、社会・文化的な構造の問題があると言われています。

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など男女間のあらゆる暴力を根絶するためには、性を商品化するような風潮や性差別を助長するような表現を是正していくことなど、性に対する人権尊重の意識を養うことが重要です。

（1）現状と課題

性の理解と尊重については、現在、学校教育の中で、命を大切にする教育や子どもの発達段階に応じた性教育などが行われています。子どものごころや体の健やかな成長と生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

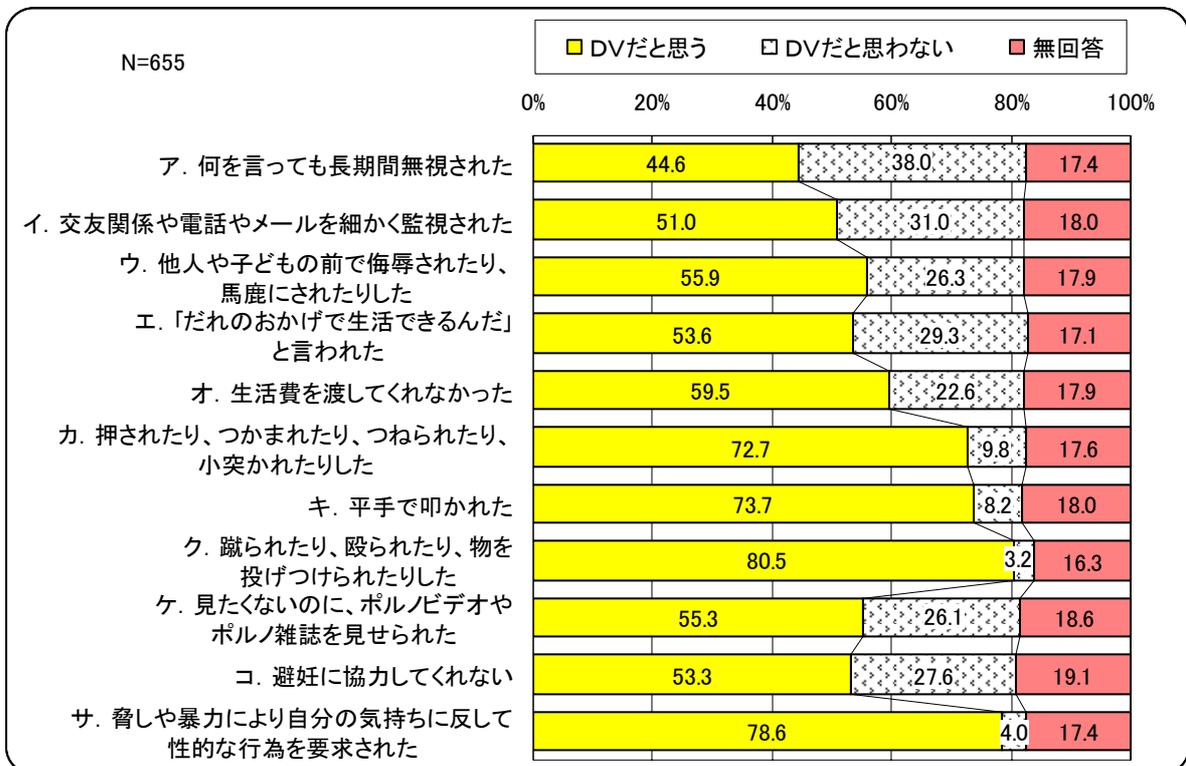
また、吉富あいあいセンター(吉富町保健センター)を拠点とした、町民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安全・安心に出産できる環境整備や、女性特有のごころやからだの悩み、更年期・不妊の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

一方、女性に対する暴力について町民アンケートの結果を見ると、DVについては、身体的暴力（図 3-6 のカ～ク及びサ）がそれに該当するという認識はかなり広がっていますが、精神的な暴力（同ア～エ）や性的な暴力（同ケ及びコ）、経済的な暴力（同オ）については、まだ十分な理解が進んでいるとは言えない状況がうかがえます（図 3-6 参照）。また、実際にDVを受けたことがある女性も多く（図 3-7 参照）、少なくとも女性回答者の3人に1人は何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があることがわかります（図 3-8 参照）。

また、相談窓口の連携や充実など支援体制の整備が必要で、とりわけ暴力被害にあった女性のこころのケアを十分行うことが重要です。町民アンケートの結果を見ると、セクシュアル・ハラスメントやDVなどの被害にあった女性の相談先としては、「友人、知人」や「家族、親族」が多く（図 3-9 参照）、「誰（どこ）にも相談しなかった」人の中には、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人も少なくありません（図 3-10 参照）。

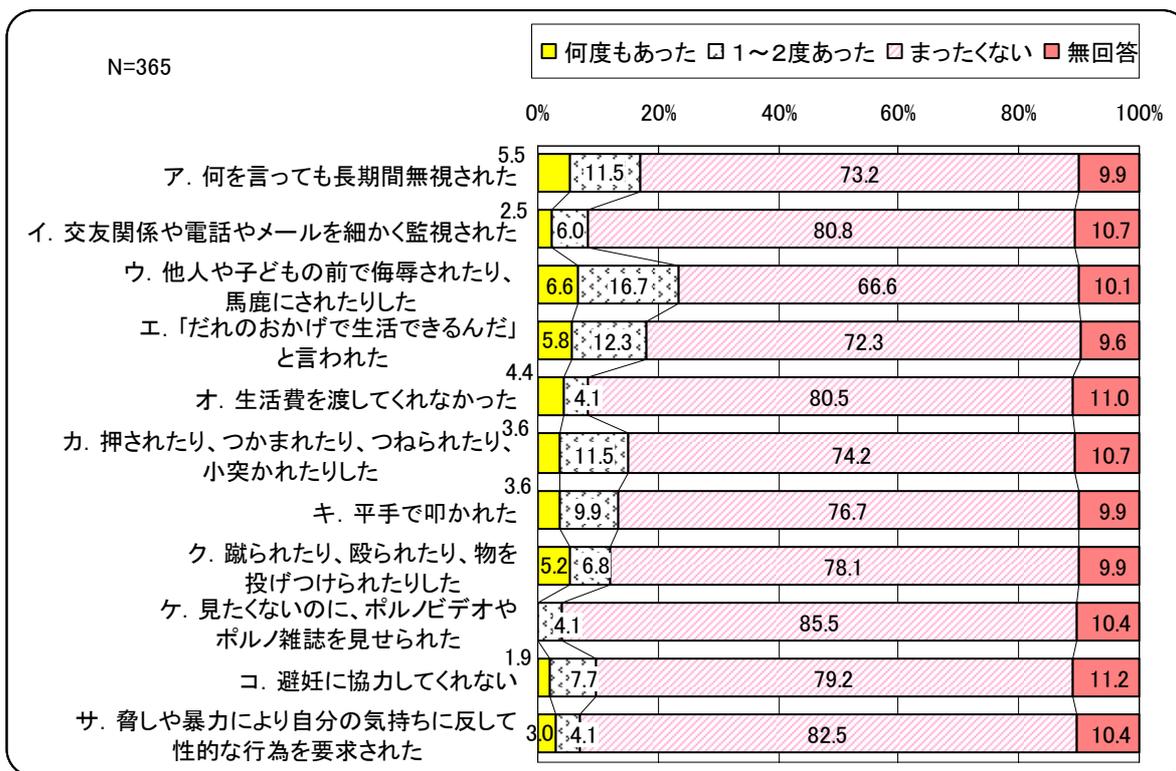
今後、DVやセクシュアル・ハラスメントなど男女間の暴力や、弱者、少数者等へのあらゆる暴力を根絶するために、被害者の保護と支援はもとより、暴力の背景などの原因の究明と防止に向けた取組や、被害者が相談しやすい環境整備などに努めることが重要です。

◆ 図 3-6 DVの認知度



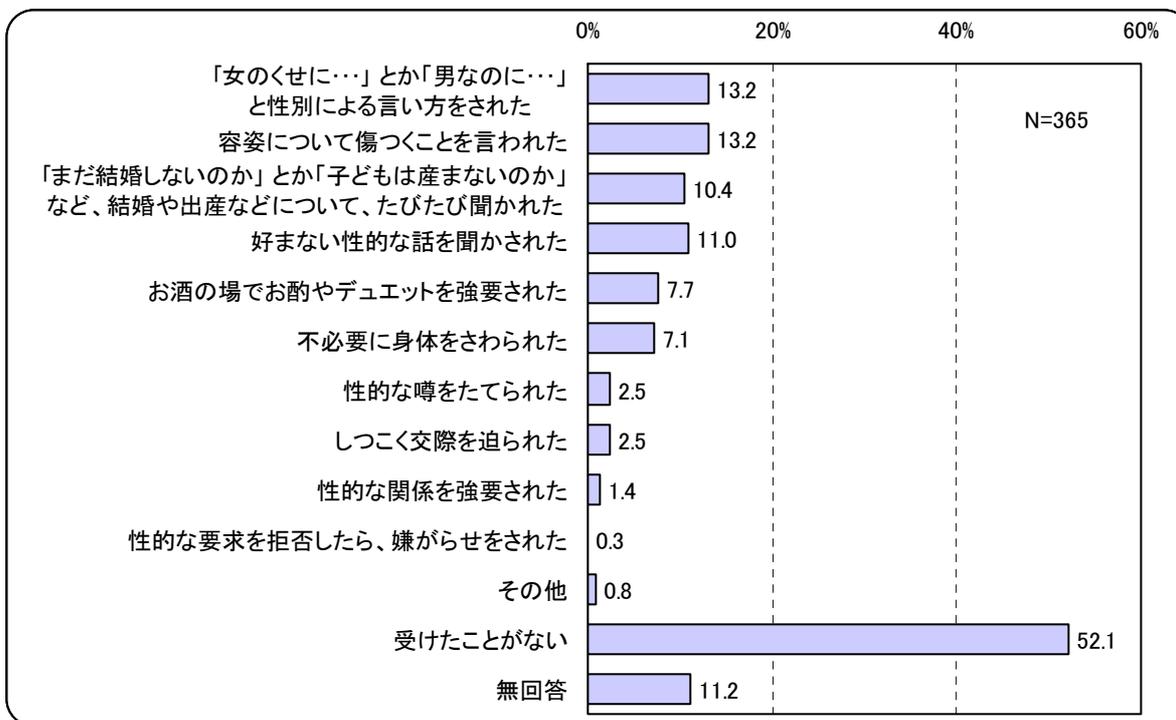
資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-7 DVを受けた経験（女性のみ）



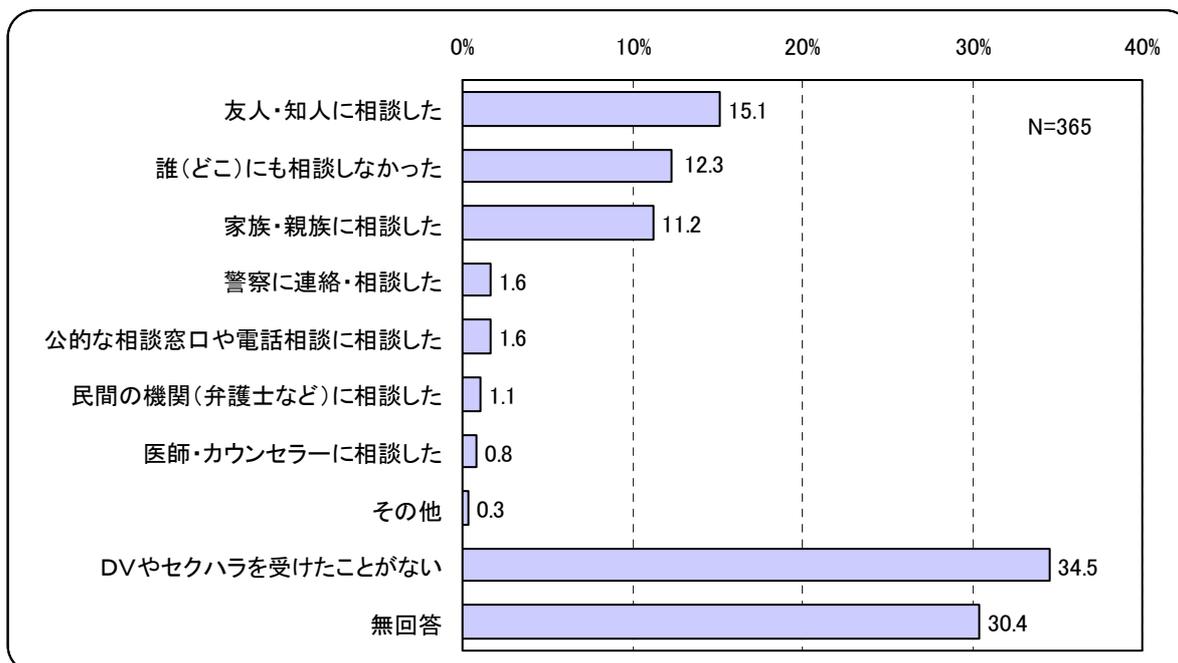
資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-8 セクシュアル・ハラスメントを受けた経験（女性のみ）



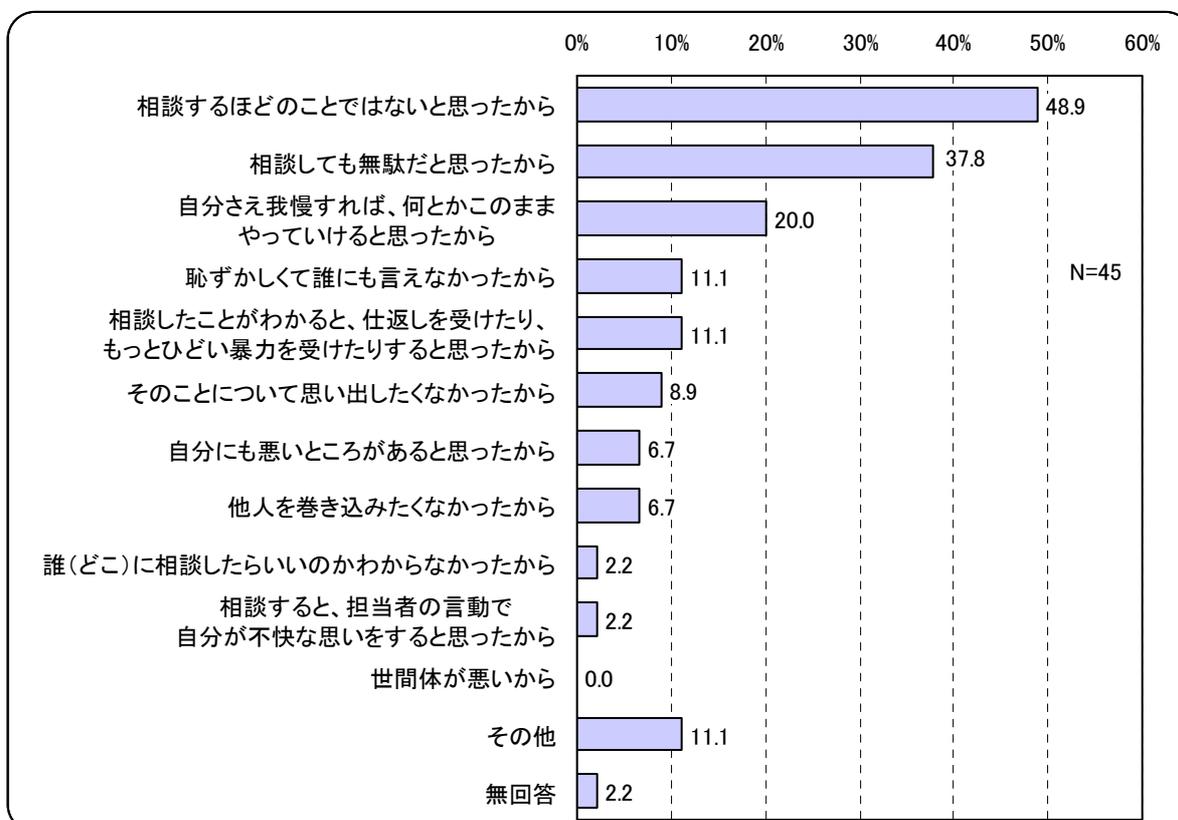
資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-9 DVやセクハラ被害にあったときの相談先（女性のみ）



資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-10 誰(どこ)にも相談しなかった理由（女性のみ）



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援

男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識の醸成と、生涯を通じた男女のこころと体の健康支援を図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①男女の互いを認め合うこころを養う学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女の互いを認め合うこころを養います。 	教 務 課
②メディア・リテラシー教育の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●メディア上で発信される情報を理解し、読み解く力を身に付けるための学習機会の提供に努めます。 	住 民 課 健康福祉課
③健康づくりの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●「健康日本21（第2次）」に基づき、町民の自発的な健康づくりのための啓発を図ります。 ●健康診査の受診を奨励し、町民の健康管理の促進に努めます。 ●健康づくりを支援するため、健康教育及び相談体制の充実を図ります。 	健康福祉課
④生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産に関し正しい理解と認識を深め、安心・安全に妊娠・出産できる環境整備に努めます。 ●性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。 ●妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。 ●乳がん、子宮がんなど女性特有の各種がん検診、骨粗しょう症検診の充実を図るとともに受診を奨励し、町民の健康管理の促進に努めます。 	健康福祉課

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった女性の保護体制の充実を図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①暴力を根絶するための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。 ●被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携の強化を図ります。 ●DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等について学習の機会の提供や啓発・周知に努めます。 	住 民 課 健康福祉課
②配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●DVが起きる背景となる意識の根絶、DVの危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます。 ●被害者が安心して相談することができる体制の充実と相談員・支援者の資質向上を図ります。 ●被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。 ●被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。 	住 民 課 健康福祉課
③セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。 ●企業や団体への防止対策や相談体制づくりへの働きかけに努めます。 	住 民 課 健康福祉課

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 25 年度)	⇒	目 標 (平成 30 年度)
DVを受けた経験 「平手で叩かれた」ことがあった女性の割合	13.5%	⇒	0%
DVを受けた経験 「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった女性の割合	12.0%	⇒	0%

基本目標2. 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスは「男性は仕事中心、女性は家事・育児中心」というような男女の役割分担を見直し、男性も家庭生活を大切にするという選択肢があり、女性も仕事を生きがいとするという選択肢があるなど、より男女が平等で柔軟な社会を実現するために重要な取組となっています。

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。同時に、家事・育児・介護、地域活動、自己啓発などの活動も暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

また、人口減少社会に対応し、今後、社会を維持していくためには、働くことを希望している人が、性別・年齢等にかかわらず仕事に就いて能力を発揮できる環境を整えることが必要です。一人ひとりが充実感を持って生活できる社会を築くためには、自らの希望するバランスで多様な活動を展開できるワーク・ライフ・バランスの推進が不可欠であり、それが男女共同参画の実現にもつながります。

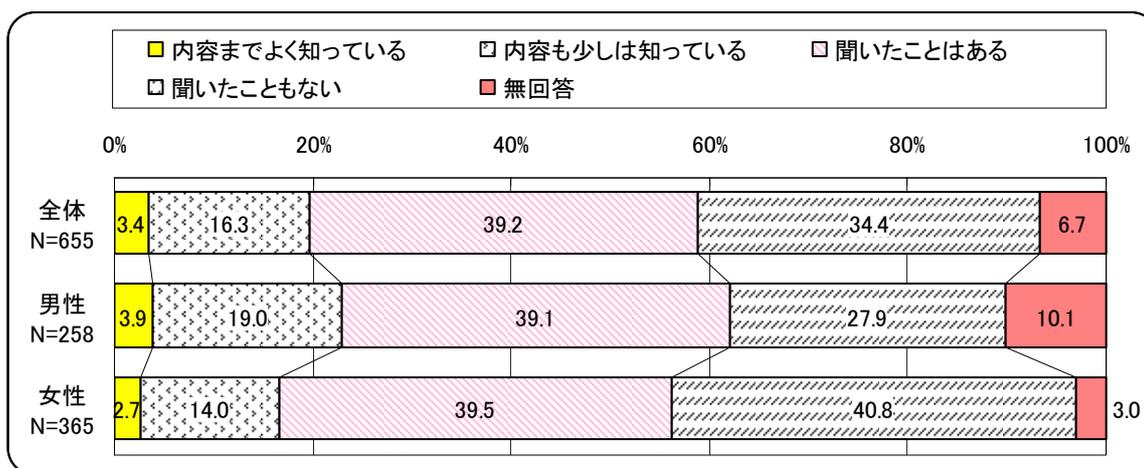
一方、企業にとっても少子高齢化や団塊世代の大量退職などにより労働人口が減少する中、優秀な人材の確保は重要な課題です。時間外労働の削減や育児休業の取得などに積極的な企業は、働く側にとっても魅力があり、女性の就業の定着率が高まる傾向があるほか、就職希望者も増えています。さらに、時間外労働の削減や短時間勤務等の制度導入に取り組んでいる企業では、従業員自身が労働時間の管理や仕事の効率化を意識するようになり、生産性が向上し、企業経営の改善につながっています。

（1）現状と課題

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法や次世代育成支援対策推進法の改正等の取組の中、女性の育児休業取得率の上昇などの成果も見られましたが、出産や育児に際して就業を中断する女性は依然として多く、男性の長時間労働や職場中心のライフスタイルや育児休業取得者が非常に低い水準であることなど多くの課題が残されています。

町民アンケート結果を見ると、ワーク・ライフ・バランスについては、まだ十分に理解されていない状況にあるため（図 3-11 参照）、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会をわかりやすく周知・啓発を進めるとともに、多様な働き方の普及や男性の家事・育児参加などの推進を図り、これらについて、企業・町民・行政が協働で取り組んでいく必要があります。

◆ 図 3-11 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 ワーク・ライフ・バランスに対する理解と啓発の促進

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めます。

施策項目	取り組み内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●男性の長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。 ●仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。 	住民課
②企業に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。 ●先進的な取組事例等についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。 	住民課

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 25 年度)	⇒	目 標 (平成 30 年度)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉が「内容までよく知っている」町民の割合	3.4%	⇒	20%

2 家庭における男女共同参画の促進

家庭では、男女がともに育児や介護などについて家族としての役割を果たしながら、協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭では家事、育児等、その大半を女性が担っているのが現状です。いわゆる専業主婦を中心とする、これら家庭における女性の無償労働（アンペイドワーク）による貢献度を適正に評価するとともに、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児、介護などに関わる必要があります。男性の従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図り、男女が相互に協力し合う関係を築くことは、女性の負担を軽減し、その社会参画を促すだけでなく、男女双方の家庭生活と職業生活との両立につながることにもなります。

男性の家庭生活への参画を促すため、広報、啓発活動や学習機会の提供及び公的な子育て支援・介護サービスなどの利用促進も含めた支援体制づくりが必要です。

(1) 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は、現実の家庭における役割分担に反映されており、町民アンケートでは、家事が主に女性の役割となっている現状が浮き彫りとなっています（図 3-12 参照）。

また、育児に関しては、子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだという考え方も根強く（図 3-13 参照）、育児はやはり女性が主体になっています（図 3-12 参照）。

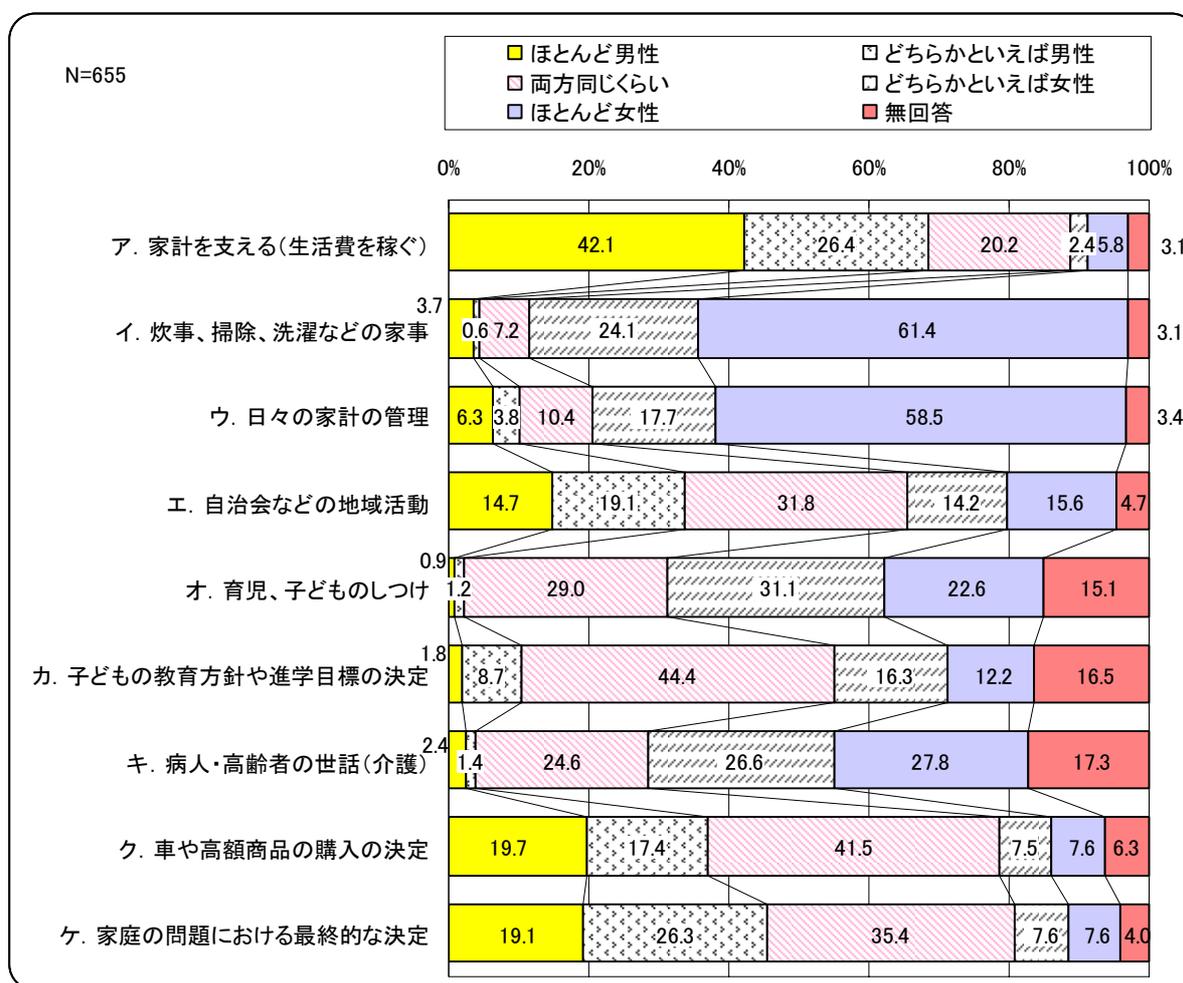
これら、女性に対する家事、育児の負担集中に伴うストレスや不安感、孤独感の増大は、近年の非婚化、晩婚化、少子化の一因にもなっており、家庭における男女共同参画の促進は少子化対策としても重要です。本町では、「吉富町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子育てをみんなで支え合うまちづくりを進めています。また、延長保育、一時保育などの多様な保育サービスの提供をはじめ、各種子育て相談、子育て情報・学習機会の提供、子育てグループの育成など、幅広い子育て支援策を打ち出しています。

一方、高齢者などの介護に関しては、介護保険制度導入によって、介護の社会化という考え方が徐々に浸透しつつあり、介護保険のサービス利用者数も当初の予想を大きく上回り年々増加の傾向にあります。しかし、在宅で主に家族が介護をしているケースでは、やはり女性がその役割を担っているケースが多くなっています（図 3-12 参照）。女性の介護負担を軽減するためにも、公的サービスや

地域包括ケア体制の一層の拡充を図るとともに、各種サービスに関する情報提供や利用しやすい環境整備が重要です。

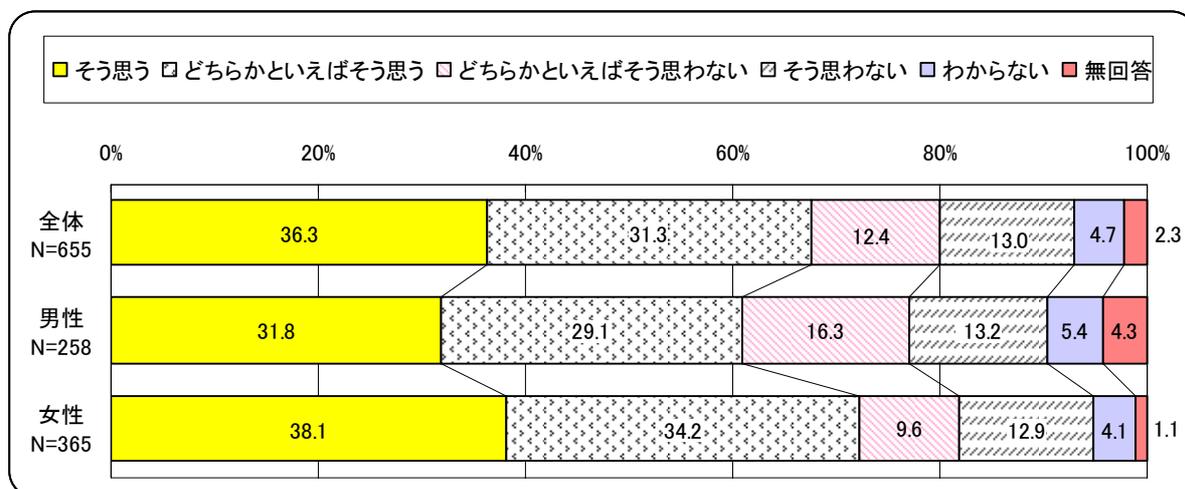
なお、家庭においても、「車や高額商品の購入の決定」など、重要な事項の決定権は「家計を支えている」男性にあるケースが多く（図 3-12 参照）、家庭における男女共同参画の実現には、これらの決定も含め、「家族で十分話し合い、協力し合うこと」が重要であり、町民の意見も多くがそれを求めています（図 3-14 参照）。

◆ 図 3-12 家庭における役割分担について



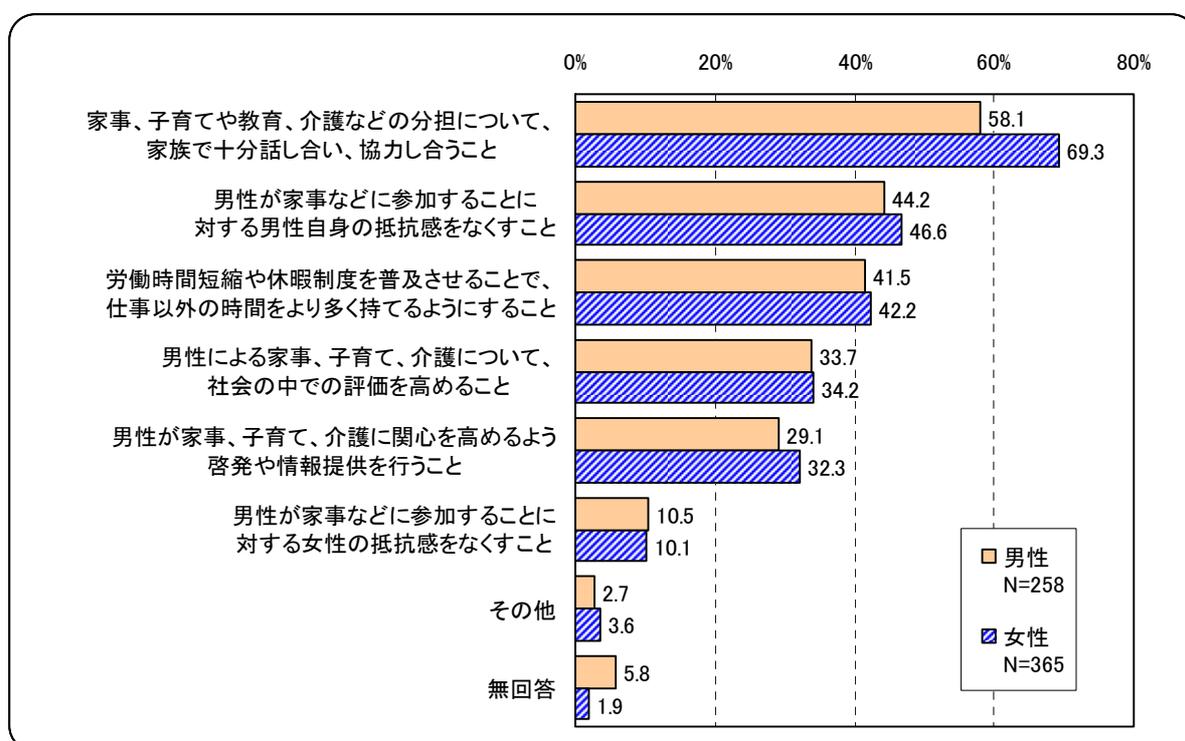
資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-13 「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきである」という考え方について



資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-14 男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加するために必要なこと



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 固定的な性別役割分担の見直し

男女ともに家庭生活の役割を担っていくことは、個人の生き方としても社会全体としても重要であることの理解を深め、さまざまな機会や施策を通して、男女ともに参画して家庭を築いていくことができるよう環境整備に努めます。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①あらゆる機会を捉えた家庭での男女共同参画についての意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。 ●家庭生活を充実したものにするために、男女の平等意識を高めるための啓発や学習機会の提供を行います。 ●育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。 	住 民 課 健康福祉課
②男性の生活的自立・自律の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●男性の育児への参画や家庭生活への参画を推進するため、情報や学習機会の提供等に努めます。 ●定年等により退職した男性が、これまでの経験を活かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活をおくるための支援に努めます。 ●孤立しがちな高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援に努めます。 	住 民 課 健康福祉課

2 子育て・介護環境の整備・充実

家庭における育児や介護などについての女性の負担を軽減し、男性も女性もともに社会参画と家庭参画の両立が促進できるよう、子育て環境や介護環境の整備、充実に努めます。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●平成26年度に策定する「（仮称）吉富町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、種類・量・質がそろった保育サービスの提供に努めます。 	健康福祉課
②子育て支援のための環境整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを持つ親の孤独感を解消するため、子育て支援センターを拠点に、子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、育児講座を実施するとともに、仲間づくりや情報交換の場である子育てサークル等の育成・指導の充実、交流を図ります。 	健康福祉課
③ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、各種助成や手当の支給、資金の貸付などの情報提供に努めます。 ●母子家庭等に対して情報提供や相談体制を充実するとともに、就業支援など、自立支援を進めます。 	健康福祉課
④高齢者等への介護環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度や介護休業制度について周知するとともに、仕事と介護の両立について情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。 ●認知症高齢者や家族が安心して生活を送ることができるよう、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。 	健康福祉課
⑤介護者の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。 ●家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。 	健康福祉課

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
⑥高齢者等の自立や社会参画への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援・要介護状態を予防し、生活機能の保持・向上をめざす講座や啓発を充実し、高齢者の自立を促進します。 ●高齢者や障がい者(児)の自立と社会参画に向けて、就労支援に努めます。 	健康福祉課

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 25 年度)	⇒	目 標 (平成 30 年度)
家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	53.7%	⇒	30%
家庭における役割分担 「病人・高齢者の世話(介護)」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	54.4%	⇒	30%

3 働く場における男女共同参画の促進

働くことは生活の経済的基盤であるとともに自己実現にもつながるものであり、働く場における男女共同参画は極めて重要です。特に女性が自立する上で経済的な自立は不可欠です。

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、少子高齢化・人口減少社会において、労働力の安定的な確保や経済社会の活力の維持からも極めて重要となっています。

働く男女が就労を続けていくためには、職場での不合理で固定的な性別役割分担意識を払拭し、働く意欲を高めていかなければなりません。また、男女ともに育児休業の取得など、仕事と家庭・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、町民・企業双方への啓発とともに、社会環境の整備などの両立支援を進める必要があります。

一方、賃金や昇進・昇格など雇用の場での男女格差や不平等感は根強く残っています。また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な働き方を選択できるメリットもある反面、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状では、男女の賃金格差の一因ともなっています。男女が多様かつ柔軟に働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた処遇、労働条件が確保される必要があります。

本町の女性の労働力率は、全国・県に比べると緩やかではありますが、25～29歳を底とするM字カーブを描き（P8、図 1-8 参照）、依然として結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が見られます。中断した就業を取り戻したり、就業を継続していくためには、多様な働き方に対応した就業支援や環境整備が重要となっています。

また、自営業や農業等に従事する女性の就業環境の整備に向けた取組を啓発し、経営等への参画を促進するための支援が必要です。

（1）現状と課題

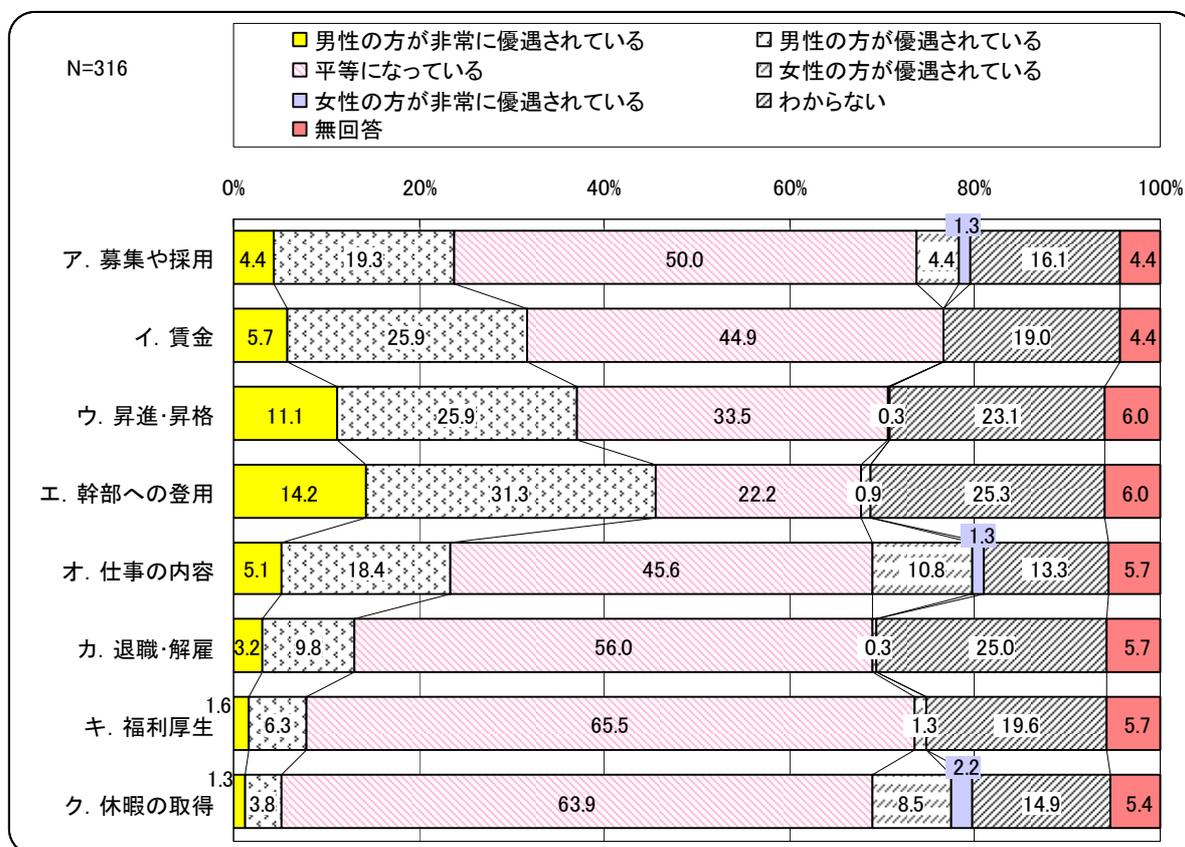
男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつありますが、町民アンケート結果を見ると、運用面ではまだまだ課題も多く、幹部への登用、昇進・昇格、賃金などにおいて男女格差が依然として解消されていない状況にあることがうかがえます（図 3-15 参照）。

また、育児休業や介護休業が制度化されたことなどから育児休業を取得している女性は増えているものの、女性が仕事を持つことについて、「子どもができれば職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」とする考え方など固定的な性別役割分担意識が根強い（図 3-16 参照）ことや、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないという現実もあります。

さらに、出産等により一旦退職した女性の再就職は難しく、再就職できても非正規雇用とならざるを得ないなど、家庭を持つ女性が就労する場合は、仕事と家庭の両立への悩みなど多くの課題があります。

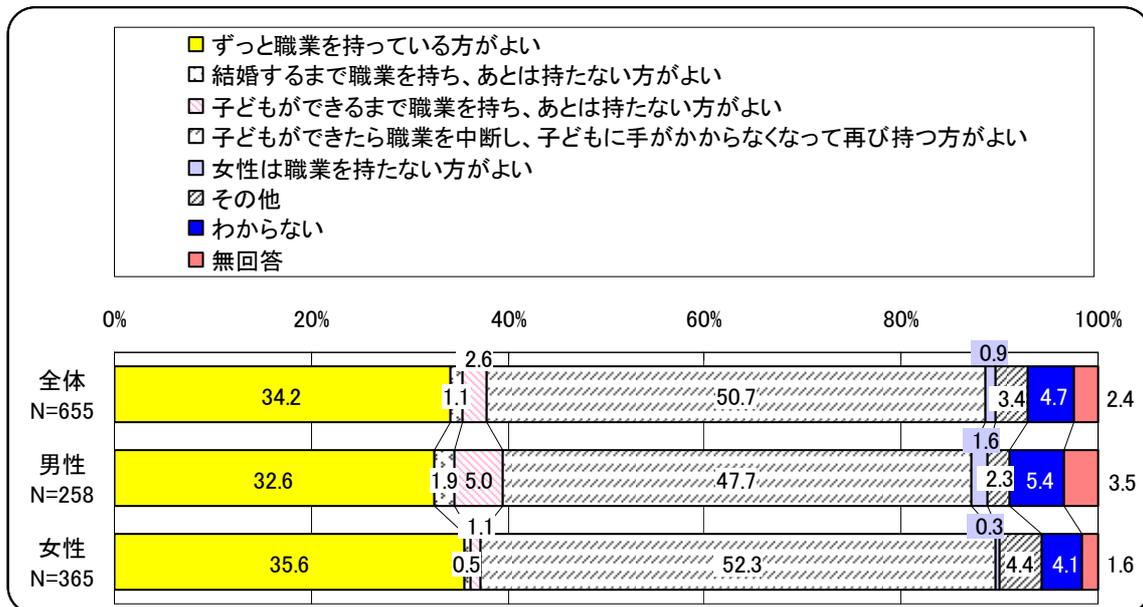
また、町民アンケートでは、女性が働きやすい環境をつくるために重要なこととして、「出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実する」、「短時間労働や在宅勤務などの多様な働き方ができる環境を整備する」、「パートタイムなどの女性の労働条件を改善する」、「女性が働ける職場の増加や職業紹介の充実を図る」、「育児や介護のための施設・サービスを充実する」などが続いており、これらの就労支援についての充実を図る必要があります（図 3-17 参照）。

◆ 図 3-15 職場における男女の扱いについて



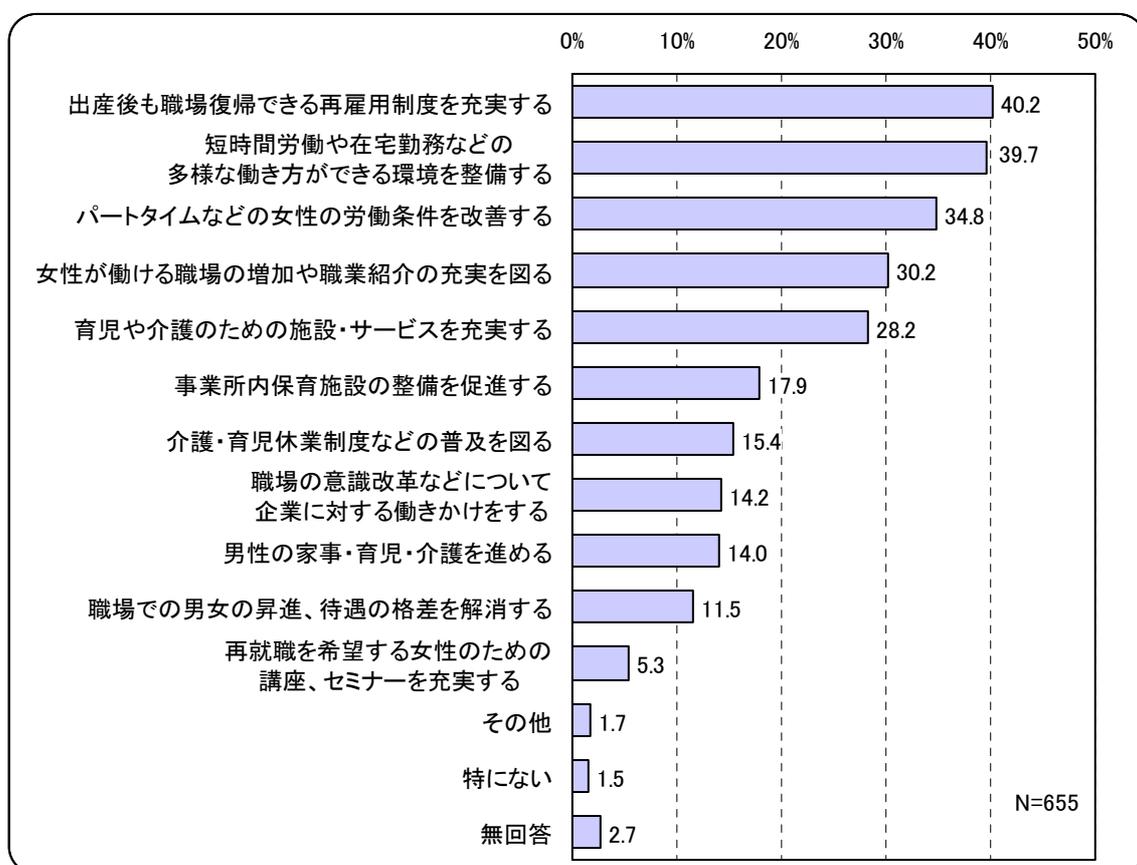
資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-16 女性が職業を持つことについて



資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-17 女性が働きやすい環境づくりのために重要なこと



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担を見直し、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、結婚や出産があっても女性が働き続けられるよう、支援に努めます。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①雇用の場における機会均等と男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により、事業主、労働者双方への周知・啓発・情報提供に努めます。 ●職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。 	住 民 課
②職場における性別役割分担意識解消への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●職場における性別役割分担意識の解消に向けて、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。 	住 民 課
③労働に関する相談事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。 	住 民 課
④セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ●セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報収集・提供に努めます。 	住 民 課

2 多様な働き方への支援

正規・非正規雇用や起業、在宅ワークなど、それぞれ自分にあつたさまざまな条件、雇用形態での働き方を選んでも、安心して働くことができるための支援や再就職をはじめとする女性の各種チャレンジに対する支援の充実に努めます。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①女性の再就職や就労継続等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労・再就職・起業・スキルアップなど女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。 ● 女性の職業意識やキャリア形成など、就労・再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。 	住 民 課
②農業や商工業など自営業における女性の労働に対する適正評価への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業や商工業など自営業における家族従事者が共同経営者として、対等な立場で、経営と家庭生活の両面で相互に補完・協力し、能力が発揮できる関係づくりに向けて啓発に努めます。 	住 民 課
③企業などにおける各種支援制度や取組、相談窓口等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業を対象にした中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金や育児・介護等離職者再雇用助成金、相談窓口等の情報提供や利用促進の啓発に努めます。 	住 民 課

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 25 年度)	⇒	目 標 (平成 30 年度)
職場での「幹部への登用」について、男性の方が優遇されていると思う町民の割合	45.5%	⇒	30%
職場での「賃金」について、男性の方が優遇されていると思う町民の割合	31.6%	⇒	20%

基本目標3. 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり

1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進

多様性に富んだ活力ある経済社会を構築し、将来にわたり持続するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが必要です。

しかし、現実にはさまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、行政や企業など社会的組織において、政策・方針決定の場にいる女性の数は未だ少なく、女性の意思を十分に反映できているとは言えない状況です。社会の意思決定にかかわる場面への女性の積極的な登用を引き続き促進していくとともに、女性自身が意識改革を図り、積極的に社会の変化に対応し、新しい社会づくりに参画していけるよう、自らの能力を高めていくこと（エンパワメント※）が必要です。

※エンパワメント：

語源は「empowerment＝力をつける」で、最近は「その人らしく自立して生きる力を高めること」という意味で使われる。

（1）現状と課題

町民アンケートの結果を見ると、政治・政策決定の場における男女の地位の平等感については、男性の方が優遇されていると感じている人が6割を越え、平等と感じている人を大きく上回っています（P19、図3-3参照）。

本町における意思決定過程への女性の参画度合いの一つの目安となる、審議会などの委員の女性割合は18.7%（平成25年4月1日現在）となっており、県の値（平成25年4月1日現在41.8%）を下回っています。

また、本町役場における管理職のうち女性の割合は0%（平成25年4月1日現在）で、女性職員の割合（37.8%）と比較すると、低くなっています。管理職への登用は、行政能力や管理能力、資質などを総合的に勘案して行っていますが、女性管理職を増やすことは、男女共同参画社会の実現をめざす行政にとって、重要な課題の一つです。さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。

一方、企業や地域活動団体などについても、その意思決定過程に対する女性の参画が十分とは言えない状況がうかがえます。企業に対しては、男女が共同参画することで新たな発想や組織の活性化を生み出し、女性の積極的登用や能力開発が企業の成長にもつながることへの理解を求め、女性の参画促進を図る必要があります。

また、実際に多くの女性が携わっている自治会やPTAといった団体においても、会長をはじめとした役職は男性で占められているケースが多く見られます。単に参加するだけでなく、意思決定や対外的な交渉にも参画することが女性自身のエンパワメントにもつながることから、地域団体などの運営や活動においても男女共同参画が定着するよう働きかける必要があります。

さらに、男女共同参画社会基本法にも明示されているように、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において一定の積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）をとることも必要で、企業や地域団体などに、その取り組み事例や導入方法などに関する情報を提供していくことも重要です。

※ポジティブ・アクション：

男女の均等な機会および待遇の確保の支障となっている事情を解消することを目的とした取り組みのこと。その基本的な考え方は「女性であるがゆえに優遇する」ことではなく、これまでの性別役割分担意識等によって生じた差を解消することを通じて、均等な機会・待遇の実効性を確保するところにある。

（2）施策の基本的方向

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定の場へ女性の積極的な登用を引き続き促進していくとともに、行政においては、人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を進めます。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①審議会等における女性登用の積極的拡大	●女性のいない審議会の解消を目標として、女性委員の登用に努めます。	関係各課
②行政における男女共同参画の促進	●性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、介護や育児などの休暇を取得しやすい体制づくりなど、町が事業者の模範となるための取組を進めます。	総務課

2 企業・地域活動団体などにおける女性の参画促進

事業所や地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、女性の管理監督職への登用や、職域の拡大、方針決定にかかわる場への参画を進めるための働きかけや女性の登用にかかる情報提供などの周知・啓発を行います。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①企業・団体等における方針決定の場への女性の登用・参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。 ●企業には女性の管理監督職への登用や職域拡大を、地域団体等には団体役員に女性を登用するなど、方針決定の場に参画できるよう企業・団体等への啓発に努めます。 	住 民 課

3 女性リーダーの養成と環境づくり

方針決定の場へ女性が積極的に参画するよう、女性自身の意識や行動の改革を促すとともに、女性リーダーの養成と女性が能力を十分に発揮できる環境づくりを図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①女性の参画のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方や能力を十分に発揮するための講座など意識改革の啓発に努めます。 ●地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供に努めます。 	住 民 課

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 25 年度)	⇒	目 標 (平成 30 年度)
町の審議会などの女性委員の割合	18.7%	⇒	40%
町職員の管理職に占める女性の割合	0%	⇒	10%

2 地域社会への男女共同参画の促進

地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、単身世帯の増加や孤立化、共働き世帯の増加など家族形態や社会環境の変化の中、地域活動等に参加する機会が少なくなるなど、地域への帰属意識が希薄になってきています。そのような中、子どもや高齢者が安心して暮らせる環境の確保、さらには防犯・防災、住環境など地域が抱えるさまざまな課題に対応できる地域力を高め、持続していくには、それらの活動を男女がともに担い、性による偏りを無くすなど、地域における男女共同参画が不可欠です。

このようなことから、地域における方針決定過程（自治会等）への女性の参画の拡大や、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画（まちづくり・防犯・防災活動への女性の参画、子育て支援活動等への男性の参画）など、男女共同参画の視点を反映させることが重要となっています。

また、地域の男女共同参画を実現していくためには、地域で暮らすさまざまな立場の町民が地域活動に参加・参画するための意識啓発や情報提供が必要です。さらに、性別や年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず地域社会の一員として、誰もが主体的に地域活動に貢献できる体制作りや、地域ネットワークの構築と活動団体などに対する支援が必要です。

（1）現状と課題

本町では、第4次吉富町総合計画の重点プロジェクトの1つとして、「『つながり』から『絆』へプロジェクト」と称し、人のつながりや地域のまとまりを重視した町民と行政との協働によるまちづくりを進めています。

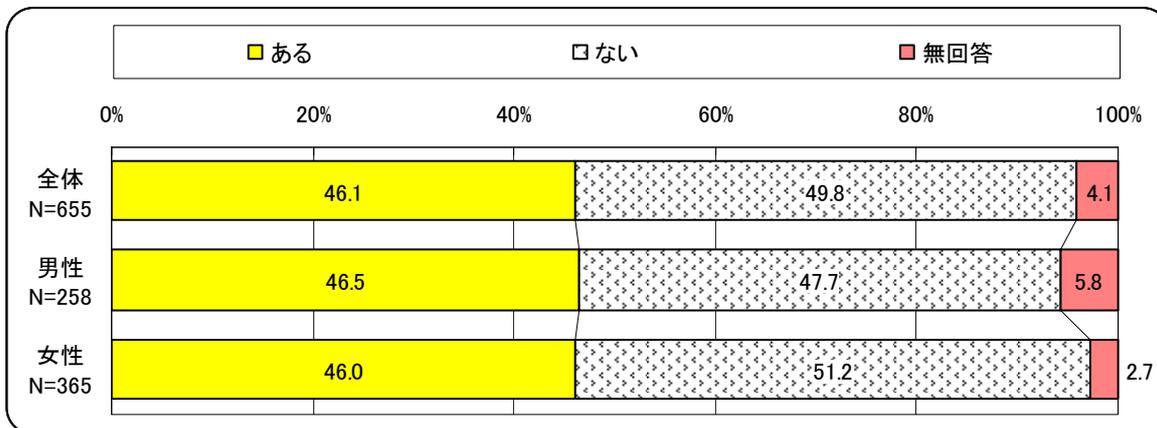
このような町民参画と協働によるまちづくりには、幅広い年齢層の男女が対等な存在として、連携しながら地域活動に参加・参画することが求められます。

町民アンケートによると、この1年間に地域活動に参加したことがあると回答した人の割合は男女ともに46%程度で（図3-18参照）、地域活動参加の障害となるものとしては、仕事の忙しさとともに、「どんな活動があるかわからない」という情報不足を指摘する回答が上位にあがっていました（図3-20参照）。今後はこれらを参考に、地域社会への男女共同参画をさらに促進する必要があります。

活動団体間のネットワーク化等に関する情報提供を行うとともに、町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業を推進していくことが重要です。

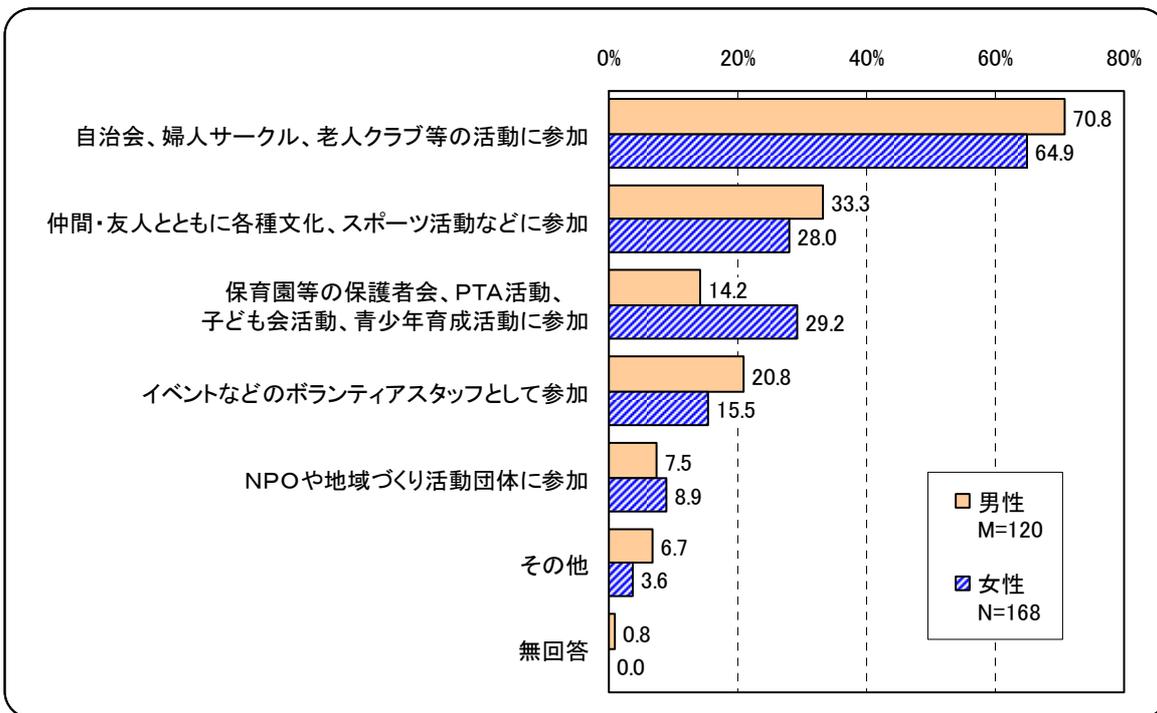
また、地域としての防災活動等を計画するにあたり、障がいを持つ人や子育て中の女性、高齢者などさまざまな立場の町民の参画を進めることも重要です。

◆ 図 3-18 この1年間に地域活動に参加したことがあるか



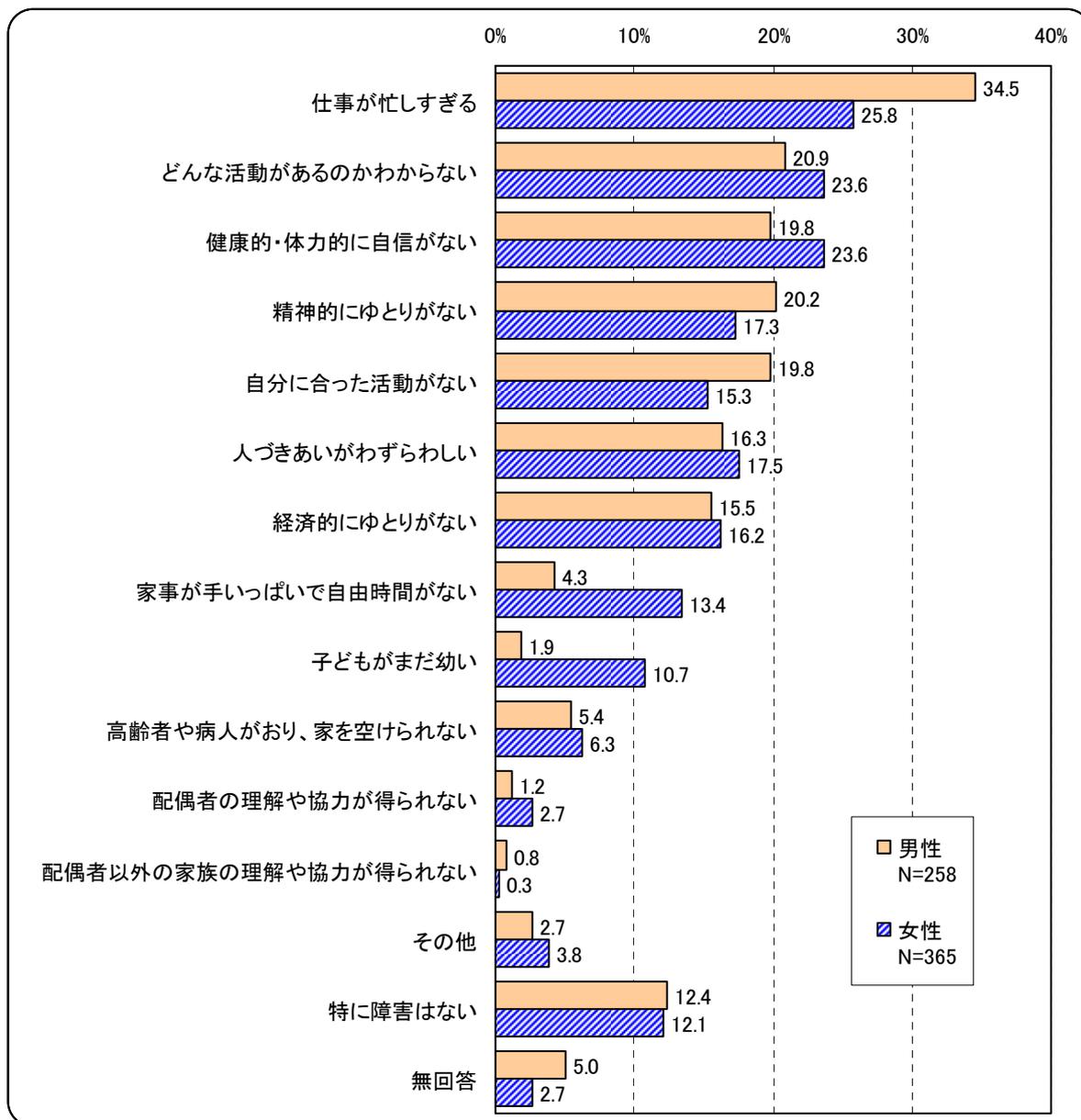
資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-19 どのような地域活動に参加したか



資料：町民アンケート結果

◆ 図 3-20 今後、地域活動に参加するとしたら、障害になることがあるか



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 地域活動への男女共同参加・参画の促進

地域活動における男女共同参画の意義について、意識啓発を行うとともに、性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、誰もが地域社会の一員としての自覚と生きがいを持って、まちづくり・地域づくりへの積極的な参加・参画ができる環境の整備と町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①地域社会での男女平等意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会での男女の対等な関係づくりと、さまざまな活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。 	住 民 課
②地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。 ●男性の地域活動や子育て支援活動、ボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談、啓発の充実に努めます。 ●地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。 ●防災・防犯活動や環境活動をはじめ、地域のさまざまな活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。 	関 係 各 課
③青少年の地域活動への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の青少年健全育成団体や学校と連携し、青少年の居場所づくりを進めるとともに、地域活動への参加を促進し、地域づくりへの参画意識を啓発します。 	教 務 課
④高齢者の自立支援と地域活動への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が気軽に通える教室などを開催し、地域において高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。 ●育児経験者や退職者などがもつ経験を活用することができるよう、シルバー人材センターの活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。 	健康福祉課 教 務 課
⑤障がい者の自立支援と地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図ります。 	健康福祉課

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
⑥国際理解と国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。 	住 民 課
⑦地域活動団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やステップアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。 ●町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。 	住 民 課

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 25 年度)	⇒	目 標 (平成 30 年度)
地域活動の中で、男女の地位が平等になっていると思う町民の割合	24.7%	⇒	40%
直近1年間に地域活動に参加したことがある町民の割合	46.1%	⇒	60%

第4章 計画実現のために

1 町民と行政の協働による計画の推進

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではありません。町民一人ひとりの意識の変革に負うところが大きいと考えられます。このため、社会のあらゆる場での町民それぞれの自主的な取組が促進されるよう、環境の整備とともに、町民や地域活動団体、事業者などとの協働体制を構築し、施策の効果的な実施に向けた取組を進めていきます。

2 庁内の推進体制の充実

すべての職員が男女共同参画の理念と意義を理解し、それが業務の遂行に活かされるよう職員の意識づくりを強化していくとともに、町役場が一つの事業所として、男女が働きやすい職場づくりの手本となるよう取組を進めます。

また、「(仮称)吉富町男女共同参画推進本部」を核として、庁内組織の充実・強化を図り、情報の共有と相互の連絡調整を行いながら、施策の計画的かつ円滑な推進を図ります。

3 国、県、関係機関、民間等との連携

国、県等や近隣市町との連携強化に努め、より充実した男女共同参画施策の推進を図ります。また、「吉富町男女共同参画審議会」を定期的開催し、施策の進捗状況の把握や評価を行い、施策を推進するための提言や意見を求め、新しい施策の立案に反映させていきます。

4 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検、評価など進行管理に努め、その状況について「(仮称)吉富町男女共同参画推進本部」、「吉富町男女共同参画審議会」への報告を行い、計画の着実な推進を図ります。

また、計画及び計画の進捗状況について広く町民に公表します。

吉富町男女共同参画審議会委員名簿

		氏 名
1	会 長	守口 薫
2	副会長	岩谷 三恵子
3		高尾 賢二
4		谷元 由美
5		土屋 富子
6		野口 喜美子
7		和才 信子
8		上西 裕
9		田中 修

吉富町男女共同参画基本計画策定経過

平成25年	2月7日	吉富町男女共同参画審議会委員委嘱状交付
	2月28日	第1回吉富町男女共同参画審議会 ・役員選出 ・基本計画策定に伴うスケジュール、概要説明
	6月6日	第2回吉富町男女共同参画審議会 ・町民アンケートの調査項目及びサンプル数、調査対象者について
	7月1日	町民アンケートの実施（町内に居住する満20歳以上の男女1,500人）
	10月30日	第3回吉富町男女共同参画審議会 ・町民アンケート結果報告について ・吉富町男女共同参画基本計画（案）について
平成26年	1月31日	第4回吉富町男女共同参画審議会 ・吉富町男女共同参画基本計画（案）について ・吉富町男女共同参画基本計画概要版（案）について
	2月18日	第5回吉富町男女共同参画審議会 ・吉富町男女共同参画基本計画（案）について ・吉富町男女共同参画基本計画概要版（案）について

吉富町男女共同参画基本計画

平成 26 年 3 月

発 行 福岡県吉富町
企画・編集 吉富町住民課

〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1
TEL (0979) 24-1122
FAX (0979) 24-3219
